

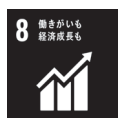
第4次山形市男女共同参画計画

第2次山形市職業生活における女性活躍推進計画

第2次山形市DV防止基本計画

いきいき山形 男女共同参画プラン

令和4年度～令和8年度



令和4年2月

山形市

「男女共同参画のまち山形」の 実現を目指して

山形市長 佐藤 孝 弘



山形市では平成2年に最初の行動計画である「いきいき山形女性プラン」を策定して以来、平成8年には現在の「男女共同参画センター」である「女性センター」を開設、平成10年には県内で初めて「男女共同参画都市宣言」を議決、さらに平成25年には「山形市男女共同参画推進条例」を施行して、誰もが性別にかかわらず個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策を積極的に展開してきました。

しかしながら、令和元年8月に実施した「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」では、社会全体で男女平等と思う人の割合はまだまだ低く、男女間で感じ方に差がある現状が浮き彫りになっております。また、若年女性の人口流出の顕著化や新型コロナウイルス感染症の拡大による女性への影響が大きいことなど、社会情勢の変化に伴う多くの課題が明らかになりました。

こうした状況やこれまでの取組みを踏まえ、この度策定した第4次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」では、「男女共同参画のまち山形」の実現という前プランの目的を継承しながら、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり、あらゆる分野での男女共同参画の実現や、安全・安心な暮らしの実現を目指して様々な取り組みを進めてまいります。

今後も、市民、事業者及び関係団体の皆様と手を携えながら、男女がともにあらゆる分野に参画することができる「男女共同参画のまち山形」を目指して各種施策を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケートや市民の意見を聞く会を通して貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、事業所の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました山形市男女共同参画審議会の委員の皆様に心から感謝申し上げます。

男女共同参画都市宣言

社会のあらゆる場で
男女の人権は
互いに尊重されることが必要です
私たち山形市民は
真のパートナーシップの実現を目指し
さまざまな分野に男女が平等に参画できる社会を創ります
次代を担う子どもたちに
ともに信頼し支え合う大切さを伝え
市民一人ひとりが
力強く歩み続けることを誓い
ここに 山形市は
男女共同参画都市の宣言をします

平成10年9月 山形市

目次

第4次山形市男女共同参画計画
第2次山形市職業生活における女性活躍推進計画
第2次山形市DV防止基本計画

いきいき山形 男女共同参画プラン

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨	4
II 男女共同参画をめぐる動き	5
III 山形市の現状及び課題	7

第2章 計画の基本的な考え方

I 基本理念と基本目標	18
II 計画の位置付け	19
III 計画期間	19
IV 計画の体系	20

第3章 計画の内容

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	
基本方針 1 広報・啓発による男女双方の意識改革・理解の促進	22
基本方針 2 男女共同参画意識を育む教育・学習の充実	24
基本方針 3 女性の地元定着の促進	25
基本目標 II あらゆる分野での男女共同参画の実現	
基本方針 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	30
基本方針 5 家庭・地域における男女共同参画の推進	33
基本方針 6 働く場における男女共同参画推進とワーク・ライフ・バランス	36
基本目標 III 安全・安心な暮らしの実現	
基本方針 7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶	41
基本方針 8 生涯を通じた心身の健康支援	45
基本方針 9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備	47
評価指標一覧	50

第4章 計画の推進体制

I 推進体制の整備	51
II 計画の進行管理	52

参考資料

諮問	56
答申	57
令和3年度山形市男女共同参画審議会委員名簿	58
策定経過	59
用語解説	61
男女共同参画をめぐる国内外の動き（年表）	65
関係法規	69

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられています（男女共同参画社会基本法前文）。山形市では、平成2年、女性施策の指針となる「いきいき山形女性プラン」を策定し、男女が自立し相互に協力し支え合う男女共同参画社会の実現を目指す施策や事業を推進し、女性センター（現在の男女共同参画センター）の開設などを行ってきました。平成10年には、県内初、全国で14番目の「男女共同参画都市宣言」を議決、また、平成25年3月には、山形市男女共同参画推進条例を制定し、市、市民及び事業者等が連携して、誰もがいきいきと生活できる男女共同参画社会の実現を目指して、様々な取り組みを行っています。

今回策定した「第4次男女共同参画計画『いきいき山形男女共同参画プラン』」は、山形市男女共同参画推進条例第9条に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

本計画は、前プランの目標である「男女共同参画のまち山形」の実現を継承しつつ、平成28年に完全施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）や、平成27（2015）年に国連サミットで採択された「SDGs」、その他国や県の動向を踏まえるとともに、令和元年8月に実施した「男女共同参画に関する市民・事業所の意識及び実態調査」の結果を反映して策定しました。

男女共同参画社会とは……

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会

（男女共同参画社会基本法 前文より）

Ⅱ 男女共同参画をめぐる動き

1. 国際社会の動き

国際連合（以下「国連」という。）では、昭和50(1975)年の国際婦人年、昭和54(1979)年採択の「女性差別撤廃条約」をはじめとして、経済・社会・文化への婦人の参加、女性の地位向上を目指す世界的な取り組みを進めてきました。

平成26(2014)年には、国連婦人の地位委員会（現国連女性の地位委員会）において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択され、より女性に配慮した災害への取り組みを促進することが確認されました。

また、平成27(2015)年には、国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。SDGsは、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール（目標）を設定していますが、これら17の目標の中には、「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられ、国際社会が一致して取り組んでいます。

2. 国の動き

国においては、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進してきました。平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が10年間の時限立法として制定（平成28年4月に全面施行）され、国・地方公共団体及び従業員が301人以上の民間事業主に、女性の活躍に関する状況の把握と課題の分析、情報公開、事業主行動計画の策定が義務付けられました。

平成30年5月には、男女の候補者の数ができるだけ均等になることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。

令和元年12月には、男性国家公務員の育児休業取得を促すため、職場全体で育児しやすい環境を整える「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」が定められました。

また、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて制定された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年。以下「DV防止法」という。）については、その後の社会の要請に応じて、支援すべき対象や内容を拡大するなど、法改正が重ねられています。

令和2年の年明けから世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的・精神的DV、ひとり親世帯、女性・女児の窮状、女性の貧困等、これまで見過ごされてきたことや潜在的にあったものの表面化してこなかったものが可視化され、男女共同参画の重要性が改めて浮き彫りとなりました。

同年12月には、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取り組み」を定めた「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。令和2年度までの目標に対して進捗が遅れていることから、男女共同参画に強力に取り組む必要があるとしています。

3. 山形県の動き

山形県においては、平成28年6月に、女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みの効果的かつ円滑な実施と、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備を目的に協力・連携する場として、各界・各分野の代表者からなる「やまがた女性活躍応援連携協議会」を設置しました。

平成29年1月、県内各地域において男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るために、各地域の実情や特性を踏まえて地域の中で男女共同参画を推進する「山形県男女共同参画推進員」を設置しました。男女共同参画に関する普及・啓発のほか、企業や団体からの派遣依頼に応じ、出前講座を実施しています。

平成29年10月には、山形労働局と連携して、結婚・出産・育児等の理由で離職している女性の再就職や仕事と育児の両立に向けた支援を行うワンストップ相談窓口として、「マザーズジョブサポート庄内」を設置しました。平成26年9月に開設した「マザーズジョブサポート山形」と同様、相談員による相談のほか、パソコンのスキルアップ講座等、就職に必要な各種セミナーの実施や相談中の託児、関係機関との連携による特別相談、出張相談・セミナーを実施しています。

令和3年3月、女性もその力を十分に発揮し、いきいきと暮らし、働けるよう地域経済・社会における環境整備を進めるため、知事を座長とする「女性活躍前進懇話会」を開催しました。また、令和2年度で計画期間が終了する現行の「山形県男女共同参画計画」及び「山形県DV被害者支援基本計画」を見直し、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「山形県男女共同参画計画」（一部を女性活躍推進法に基づく「推進計画」と位置付け）、「山形県DV被害者支援基本計画」を策定しました。

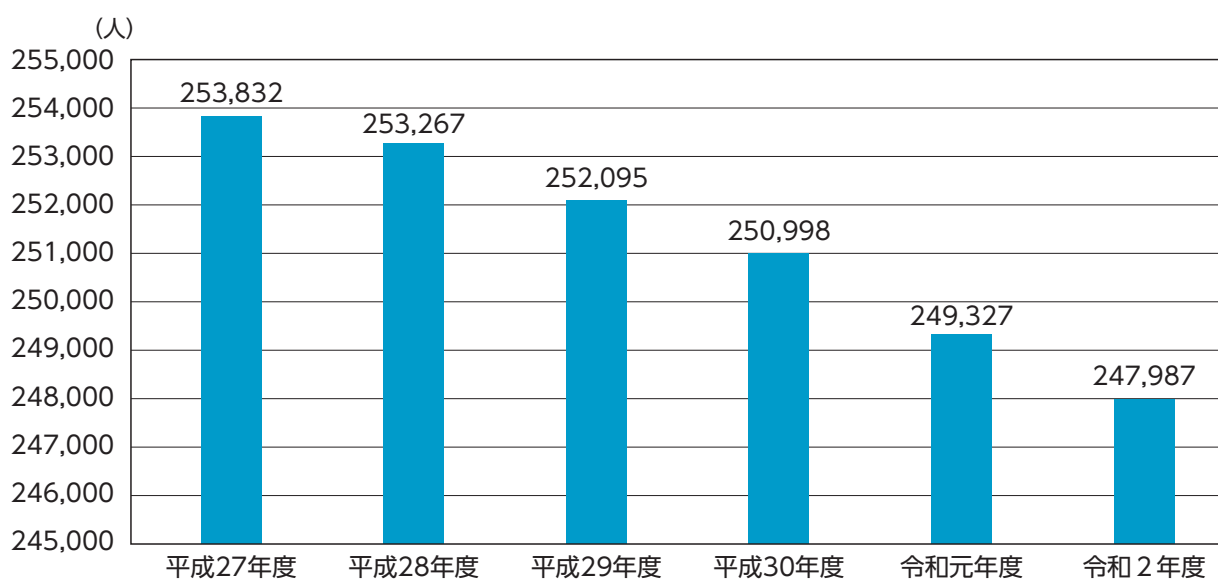
Ⅲ 山形市の現状及び課題

1. 山形市の現状

(1) 少子高齢化の進行

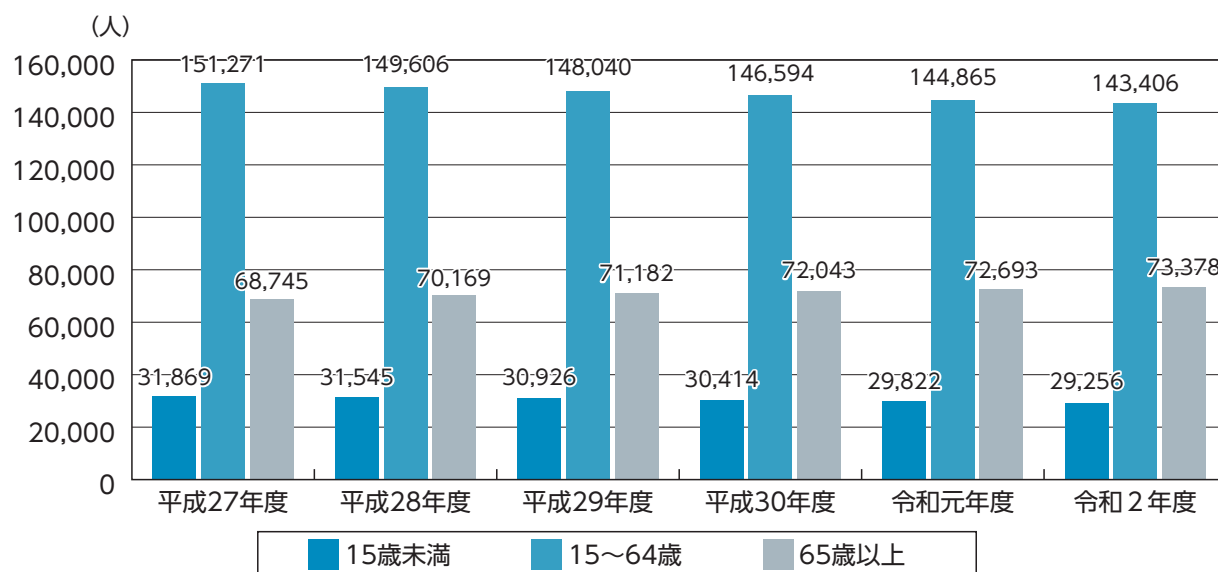
山形市の令和2年10月1日現在の総人口は247,987人（世帯数103,922世帯）となっており、減少傾向にあります。年齢別では、15歳未満の年少人口及び15歳～64歳までの生産年齢人口は減少していますが、65歳以上の老年人口は増加しています。人口の構成比率でも15歳未満及び15歳～64歳までの比率は減少し、65歳以上の比率が増加しており、少子高齢化が年々進行しています。

【総人口の推移】



資料：山形市推計人口 各年10月1日現在

【年齢3区分別人口の推移】



資料：山形市推計人口 各年10月1日現在

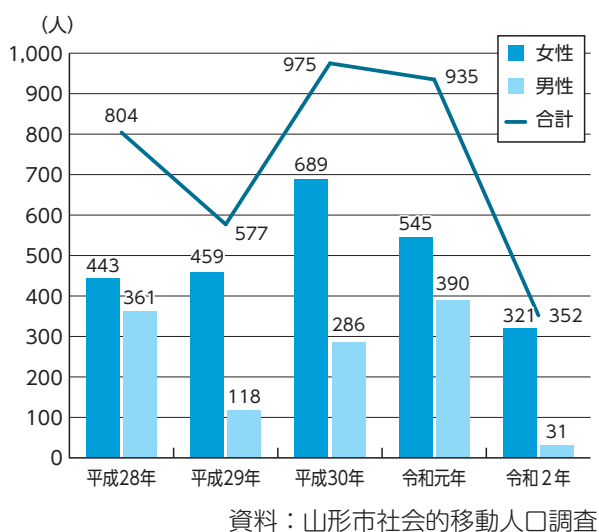
(2) 若年女性の人口流出

近年、山形市から県外への転出超過が続いており、特に女性の人口流出が男性を上回っています。

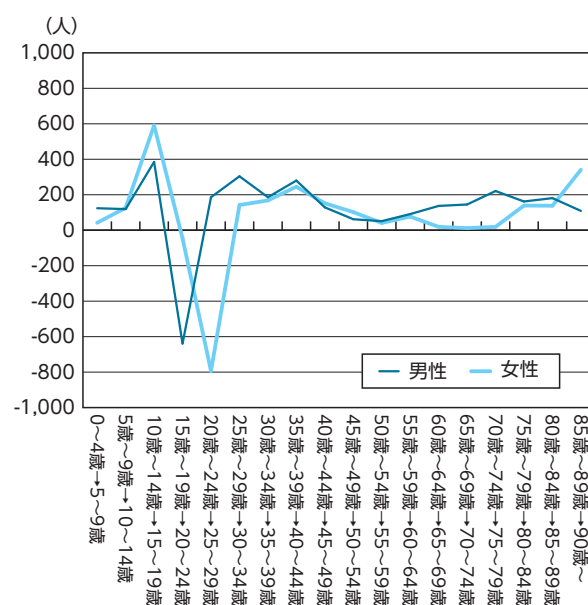
平成22年→平成27年における性別年齢階級別人口移動の状況（※）を見ると、男性・女性ともに10～14歳→15～19歳に転入超過の大きなピークがある反面、男性の15～19歳→20～24歳、ならびに女性の15～19歳→20～24歳及び20～24歳→25～29歳に転出超過が見られます。特に女性の20～24歳→25～29歳の転出超過は大きなピークとなっており、若者、とりわけ女性の人口流出が顕著となっています。男女の10～14歳→15～19歳に転入超過は、本市内にある大学や専門学校等への進学、高校卒業者の本市内企業への就職によるものと考えられます。男性の15～19歳→20～24歳における転出超過は、大学や専門学校等の卒業による転出の影響と考えられます。

女性の15～19歳→20～24歳における転出超過は、男性に比べて少なく大学や専門学校等の卒業による転出の影響と考えられます。さらにこの転出超過は、20～24歳→25～29歳まで続き、大幅なものになっています。これは大学卒業後もしくは就職に伴う転出の影響と考えられます。

【男女別県外転出超過者数の推移（山形市）】



【平成22年→平成27年の年齢階級別人口移動（山形市）】



※平成22年時点と平成27年の時点での年代人口の移動状況（転入・転出）を表している。

（例）右グラフの20～24歳→25～29歳（女性）の見方

平成22年時点の20歳から24歳までの女性人口と、平成27年時点の25歳から29歳までの女性人口の、転入者数及び転出者数を比較すると約800人の転出超過となっている。

(3) 年齢階級別人口移動の長期的動向

近年における男性の年齢階級別人口移動を見ると、10～14歳→15～19歳、25～29歳→30～34歳、35～39歳→40～44歳、70～74歳→75～79歳の転入超過が大きくなっています。

女性は、10～14歳→15～19歳、35～39歳→40～44歳、85～89歳→90歳～の転入超過が大きくなっています。

男性の転出超過は15～19歳→20～24歳が最大で、女性の転出超過は20～24歳→25～29歳が最大となっており、男女ともに近年において超過数に大きな変動はありません。

〈男女別年齢階級別人口移動の長期的動向(山形市)〉

男性

(人)

	0～4歳 ↓ 5～9歳	5～9歳 ↓ 10～14歳	10～14歳 ↓ 15～19歳	15～19歳 ↓ 20～24歳	20～24歳 ↓ 25～29歳	25～29歳 ↓ 30～34歳	30～34歳 ↓ 35～39歳	35～39歳 ↓ 40～44歳	40～44歳 ↓ 45～49歳
昭和55年→昭和60年	-22	32	79	-1,005	706	171	-25	47	-15
昭和60年→平成2年	22	52	-155	-1,574	202	280	147	15	-51
平成2年→平成7年	-12	-22	399	-700	660	351	137	149	138
平成7年→平成12年	-211	-22	175	-1,116	185	323	109	11	31
平成12年→平成17年	-65	96	293	-793	37	110	38	69	32
平成17年→平成22年	-65	95	248	-1,424	-224	221	22	166	52
平成22年→平成27年	124	119	385	-639	186	304	186	280	129

	45～49歳 ↓ 50～54歳	50～54歳 ↓ 55～59歳	55～59歳 ↓ 60～64歳	60～64歳 ↓ 65～69歳	65～69歳 ↓ 70～74歳	70～74歳 ↓ 75～79歳	75～79歳 ↓ 80～84歳	80～84歳 ↓ 85～89歳	85～89歳 ↓ 90歳～
昭和55年→昭和60年	10	78	56	52	120	48	64	2	5
昭和60年→平成2年	-28	32	103	92	80	84	72	47	32
平成2年→平成7年	-96	10	-19	26	107	29	56	51	5
平成7年→平成12年	-63	-75	35	79	59	151	64	96	52
平成12年→平成17年	6	-65	-51	95	34	10	87	88	35
平成17年→平成22年	-33	-65	76	90	93	255	146	80	57
平成22年→平成27年	62	51	91	137	145	221	162	181	109

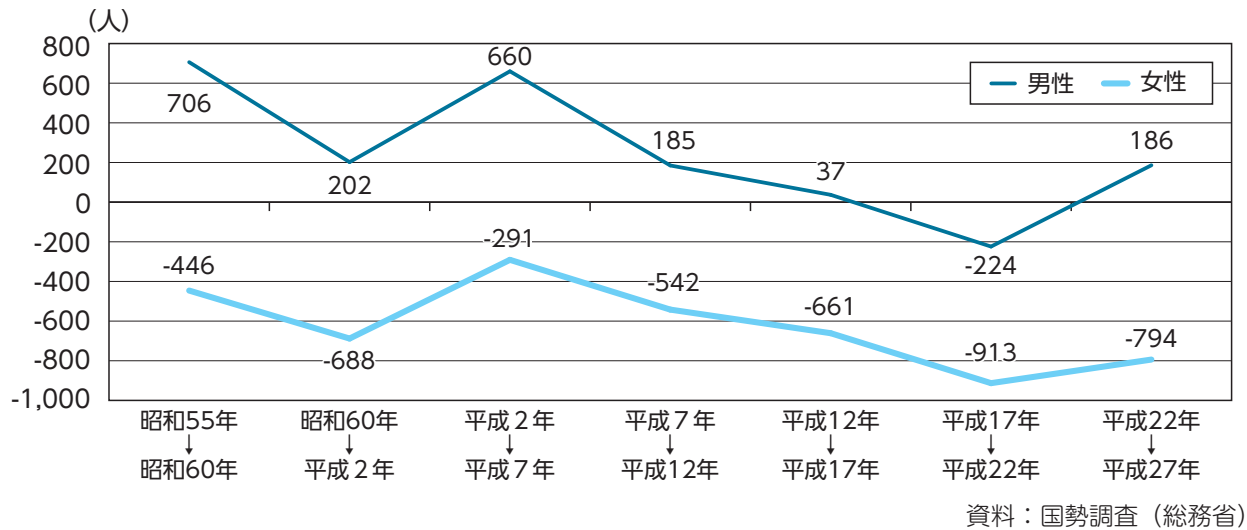
女性

	0～4歳 ↓ 5～9歳	5～9歳 ↓ 10～14歳	10～14歳 ↓ 15～19歳	15～19歳 ↓ 20～24歳	20～24歳 ↓ 25～29歳	25～29歳 ↓ 30～34歳	30～34歳 ↓ 35～39歳	35～39歳 ↓ 40～44歳	40～44歳 ↓ 45～49歳
昭和55年→昭和60年	-58	70	526	-130	-446	-169	-18	59	4
昭和60年→平成2年	99	63	321	-509	-688	-22	34	-19	-102
平成2年→平成7年	-98	-70	811	128	-291	150	-65	30	-80
平成7年→平成12年	-146	35	393	-132	-542	15	-82	36	-141
平成12年→平成17年	-59	77	557	330	-661	-50	58	98	-1
平成17年→平成22年	-39	-1	643	-133	-913	-30	-8	136	65
平成22年→平成27年	42	126	591	-46	-794	142	168	245	152

	45～49歳 ↓ 50～54歳	50～54歳 ↓ 55～59歳	55～59歳 ↓ 60～64歳	60～64歳 ↓ 65～69歳	65～69歳 ↓ 70～74歳	70～74歳 ↓ 75～79歳	75～79歳 ↓ 80～84歳	80～84歳 ↓ 85～89歳	85～89歳 ↓ 90歳～
昭和55年→昭和60年	-4	83	48	75	91	100	58	29	4
昭和60年→平成2年	-51	62	79	83	45	126	29	106	32
平成2年→平成7年	-96	-13	10	47	52	52	90	36	84
平成7年→平成12年	-77	-64	-17	23	1	67	-3	41	132
平成12年→平成17年	-18	-38	76	23	38	14	108	128	193
平成17年→平成22年	77	60	93	71	117	142	101	98	184
平成22年→平成27年	102	41	77	19	12	19	139	138	341

資料：国勢調査（総務省）

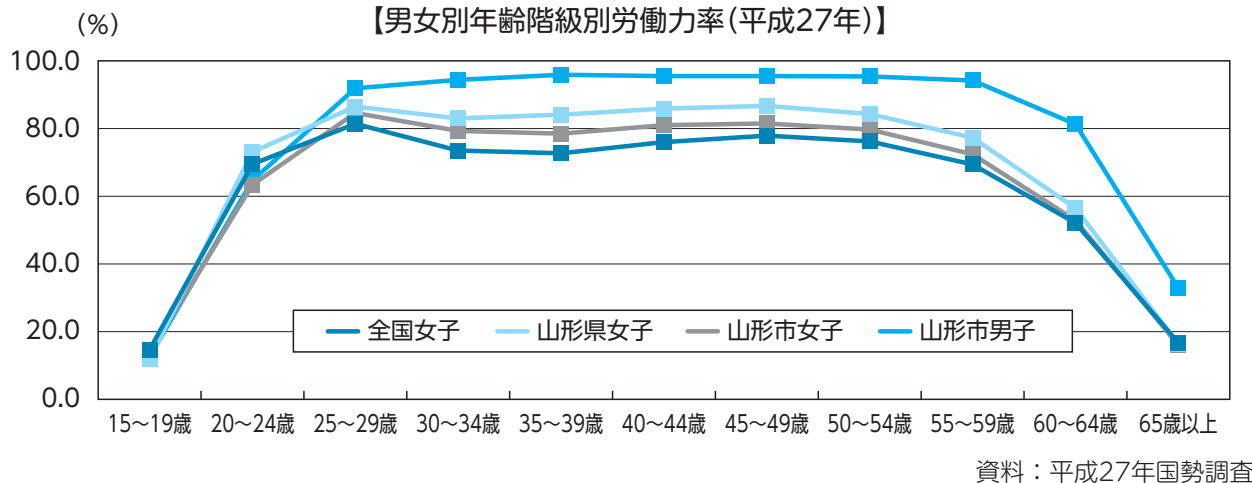
【20～40歳→25～29歳の人口移動の長期的動向(山形市)】



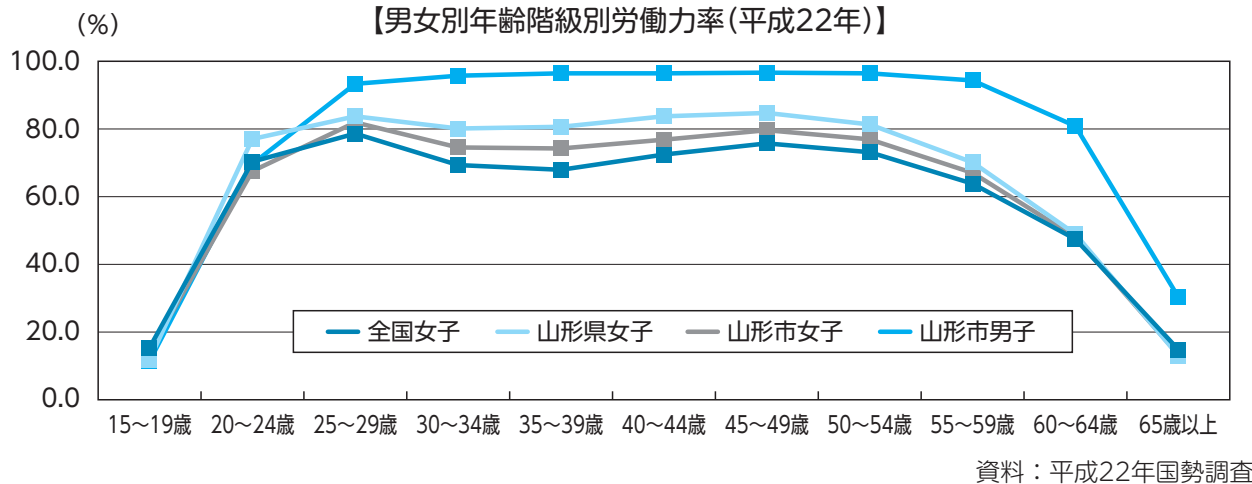
(4) 就業環境をめぐる状況

年齢階級別労働力率のグラフを見ると、ゆるやかな曲線を描いており、山形市は、全国と比較して結婚・出産後も働く女性が多い状況ですが、M字カーブの解消には至っていません。

【男女別年齢階級別労働力率(平成27年)】



【男女別年齢階級別労働力率(平成22年)】



2. 第3次プランの取り組みを踏まえた課題

(1) 課題1 解消されない男性優遇意識

市が令和元年度に実施した「山形市男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」(※)では、「社会全体で男女平等と思う人の割合」は、16.6%と前回調査の18.2%から1.6ポイント下がり、目標を達成できませんでした。また、「社会通念や慣習・しきたりで男性優遇と感じている人の割合」についても、全体で77.7%と前回調査の72.2%から5.5ポイント増加し、目標と大きく乖離しました。その一方で「この10年間で女性の社会的な立場は良くなった」と答えた人は7割を超えており、平等と思う人の割合の低下や男性優遇と感じる人の割合の増加は、男女共同参画に関する取り組みが進み、市民の意識が高まっているからこそ、現状に対する要求水準が上昇した結果と思われます。

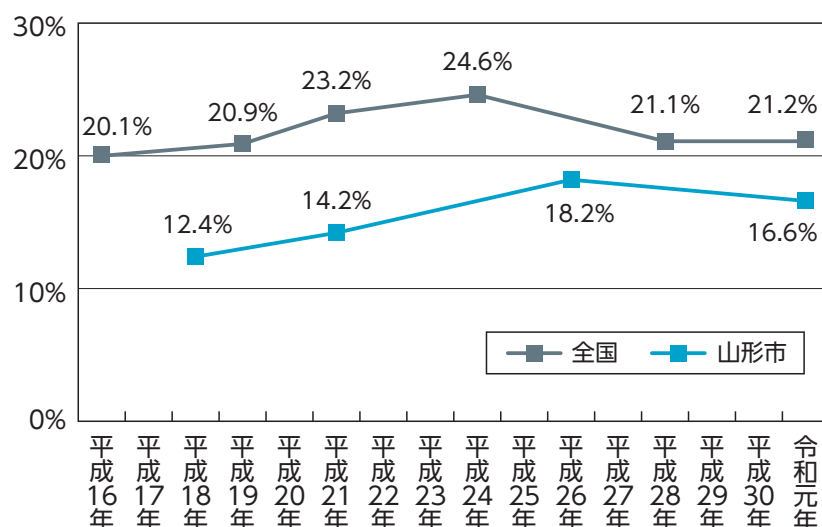
また、指標1において「平等」と答えた人の割合では男女差が17ポイント(男性27.3%、女性10.3%)、指標2で「男性優遇」と答えた人の割合では男女差が16ポイント(男性68.2%、女性84.2%)と、男女での感じ方に大きな差が出ており、今後の取り組みにどのように反映させるか検討する必要があります。

指標1 社会全体で男女平等と思う 人の割合	計画時 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和3年度)	達成 状況
	18.2%	16.6%	25%以上	↘

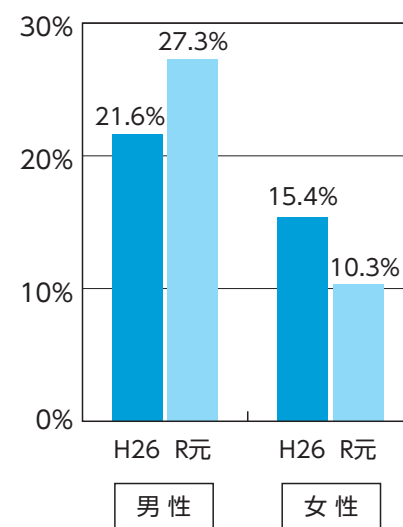
指標：社会全体でみた場合の男女平等になっていると思う市民の割合

【参考：「社会全体で男女平等と思う人の割合」】

(山形市と全国の推移)



(山形市男女別)



(令和元年度市男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査・平成30年度内閣府男女共同参画局調査)

※「令和元年度山形市男女共同参画に関する市民・事業所の意識及び実態調査」

山形市では、プラン策定の基礎資料とするため、令和元年度に20歳以上の男女2,000人と従業員5人以上の事業所500か所を対象に、男女共同参画に関する意識及び実態調査を行いました。調査の概要は以下のとおりです。

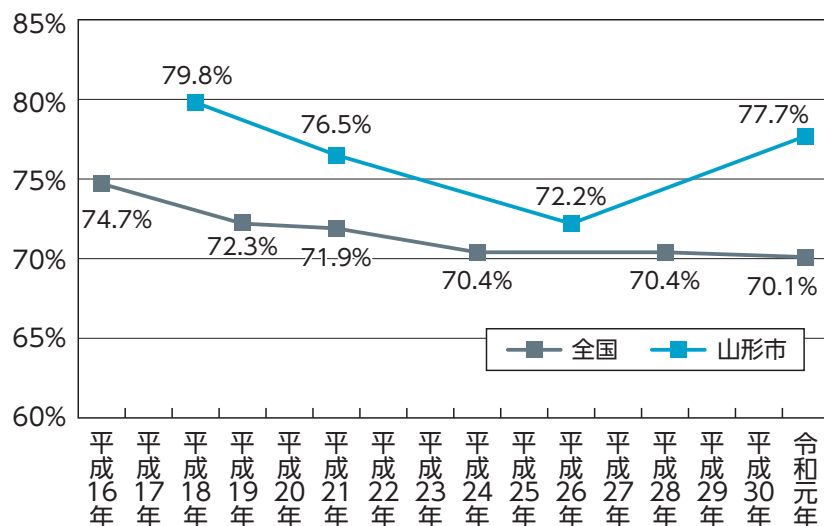
	市 民 調 査	事 業 所 調 査
調 査 期 間	令和元年8月1日～19日	令和元年8月1日～29日
対 象 者	山形市内に居住する 20歳以上の男女2,000人	山形市内にある従業員 5人以上の事業所500社
有効回答数	583人	180事業所
回 収 率	29.20%	36.00%
調 査 内 容	・男女共同参画に関する意識について ・家庭生活と教育 ・結婚観について ・就業について ・人権について ・山形市の男女共同参画に関する施策について	・女性の活躍推進について ・仕事と家庭の両立支援について ・ハラスメント対策について ・その他

指標2 社会通念や慣習・しきたりで 男性優遇と感じる人の割合	計画時 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和3年度)	達成 状況
	72.2%	77.7%	50%以下	↘

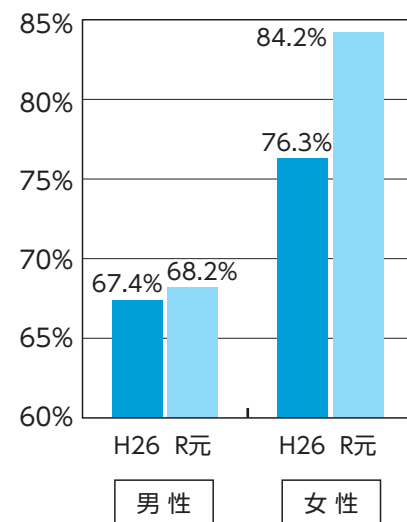
指標：社会通念や慣習・しきたりでの男女の立場は、男性優遇になっていると思う市民の割合

【参考：「社会通念や慣習・しきたりで男性優遇と感じる人の割合」】

(山形市と全国の推移)

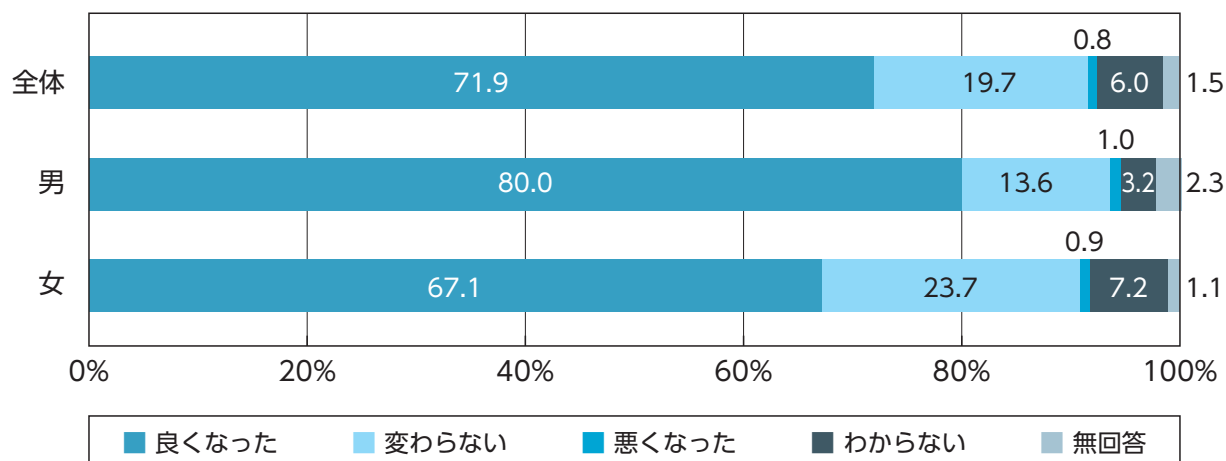


(山形市男女別)



(令和元年度市男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査・平成30年度内閣府男女共同参画局調査)

【参考：「この10年間で女性の社会的な立場は良くなったか」】



(令和元年度市男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査)

(2) 課題2 進まない女性の社会参画

男女共同参画のまちづくりを進めていくためには、政策や方針決定の場に男女がともにかわり、多様な価値観と発想を取り入れることが大事です。政策・方針の意思決定の過程への女性の参画は、市の審議会等における女性委員比率が30.0%と、計画時から1.2ポイント上がってはいますが目標の40%には達しませんでした。女性人材バンクの登録者数及び活用件数の増加と合わせて、引き続き、女性委員の積極的な登用推進に向けて、全庁挙げて取り組む必要があります。

また、事業所の管理職に占める女性の割合は、12.6%と前回調査とほぼ同程度となり、目標の30%には達していません。ただ、係長相当職は33.9%と女性の割合が高くなってきており、引き続き、国・県・関係機関と連携し、女性の登用推進を働きかける必要があります。

指標5 市の審議会等における女性 委員比率	計画時 (平成26年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	達成 状況
	28.8%	30.0%	40%以上	↗

指標：市の審議会等における女性委員の比率

【参考：非常時に活動するため委員の職が指定されている3審議会（山形市防災会議・山形市国民保護協議会・山形市水防協議会）を除いた女性委員の比率】（令和3年3月31日現在）

調査対象 年 度	審 議 会			審 議 会 委 員		
	審 議 会 数 総 数	女性委員を 含む審議会 数	女性委員を 含む審議会 の割合	委員総数	女性委員数	女性委員 比 率
令和2年度	35	34	97.1%	517人	181人	35.0%

指標6 女性人材バンク登録者数	計画時 (平成26年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	達成 状況
	73人	75人	100人	↗

指標：女性の参画を進めるための女性人材バンクに登録した人数

指標7 女性人材バンク年間活用 件数	計画時 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和3年度)	達成 状況
	88件	73件	100件	↘

指標：審議会等の委員や講座の講師等として女性人材バンク登録者を活用した年間の件数

指標8 事業所の管理職に占める 女性の割合	計画時 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和3年度)	達成 状況
	12.8%	12.6%	30%以上	↘

指標：市内事業所の管理職（課長級及び課長級より上位の役職にある労働者）に占める女性の割合

【参考：事業所管理職に占める女性の割合】

	管 理 職		計	係長相当職 (参考値)
	部長相当職	課長相当職		
役職人数	703人	1,588人	2,291人	1,347人
うち男性	655人	1,347人	2,002人	890人
うち女性	48人	241人	289人	457人
各役職に占める 女性の割合	6.8%	15.2%	12.6%	33.9%

【参考：山形市役所管理職における女性職員の割合】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
管理職総数	200人	191人	193人	200人	226人
うち女性	36人	39人	38人	42人	44人
女性割合	18.0%	20.4%	19.7%	21.0%	19.5%

(3) 課題3 望まれるワーク・ライフ・バランスの推進

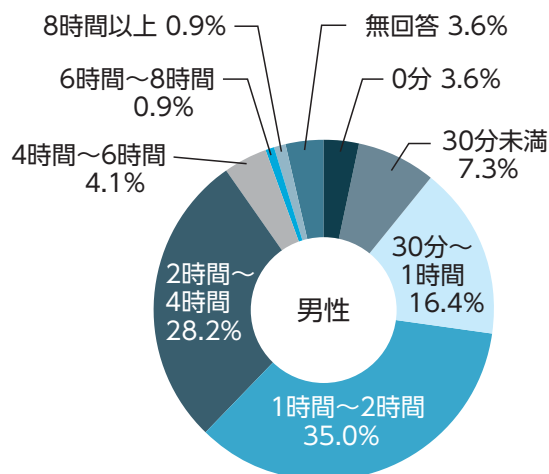
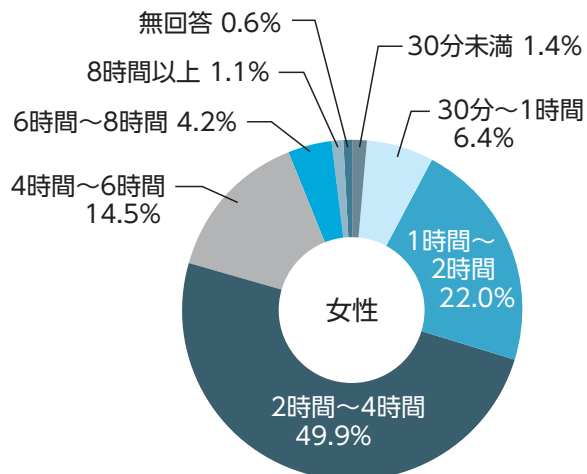
事業所における男性の育児休業取得率は増加し、目標を達成することができましたが、「男性も育児・介護休業がとれることは賛成だが、実際は取りづらいと思う人の割合」は、69.6%と依然として高い状況です。「職場に取りやすい雰囲気がない」「社会全体の認識が十分でない」との理由から取りづらいと感じる人は多いようです。取りやすい環境整備や社会的な気運醸成を図る必要があります。

また、男性の1日平均家事時間0分の割合は大幅に減少し、男性の家事参画は徐々に進んできていますが、女性の家事時間2時間以上が69.7%、男性は34.1%と女性の負担が大きく、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組みを進め、男女ともにワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

指標11 男性も育児・介護休業が取れることは賛成だが、実際は取りづらいと思う人の割合	計画時 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和3年度)	達成 状況
	76.0%	69.6%	50%以下	↗

指標：男性も育児・介護休業を取ることに賛成だが、実際は取りづらいと感じる人の割合

【参考：平日1日平均の家事時間・男女別】



(令和元年度市男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査)

(4) 課題4 潜在化する男女間の暴力(DV)

DV相談窓口を知っている人の割合は、73.8%と前回調査より増加したものの目標の80%を達することはできませんでした。また、配偶者からの暴力被害について「相談した」と答えた方の割合は、20.7%にとどまっており、全国の47.1%と比較すると山形市が26.4ポイント低く、DV被害が潜在化していることが懸念されます。

DV被害者がためらわず相談できるような環境づくりと相談窓口のさらなる周知が必要です。

指標17 DV相談窓口を知っている人の割合	計画時 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)	達成 状況
	69.5%	73.8%	80%以上	↗

指標：DV相談窓口で「知らない」「無回答」を除いた人の割合

指標18 DV被害を相談した人の割合	計画時 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和3年度)	達成 状況
	30.4%	20.7%	50%以上	↘

指標：DV被害経験ありと答えた人の割合から、「どこにも相談しなかった」「無回答」を除いた人の割合

〈表1 DVに関する相談件数〉

(件)

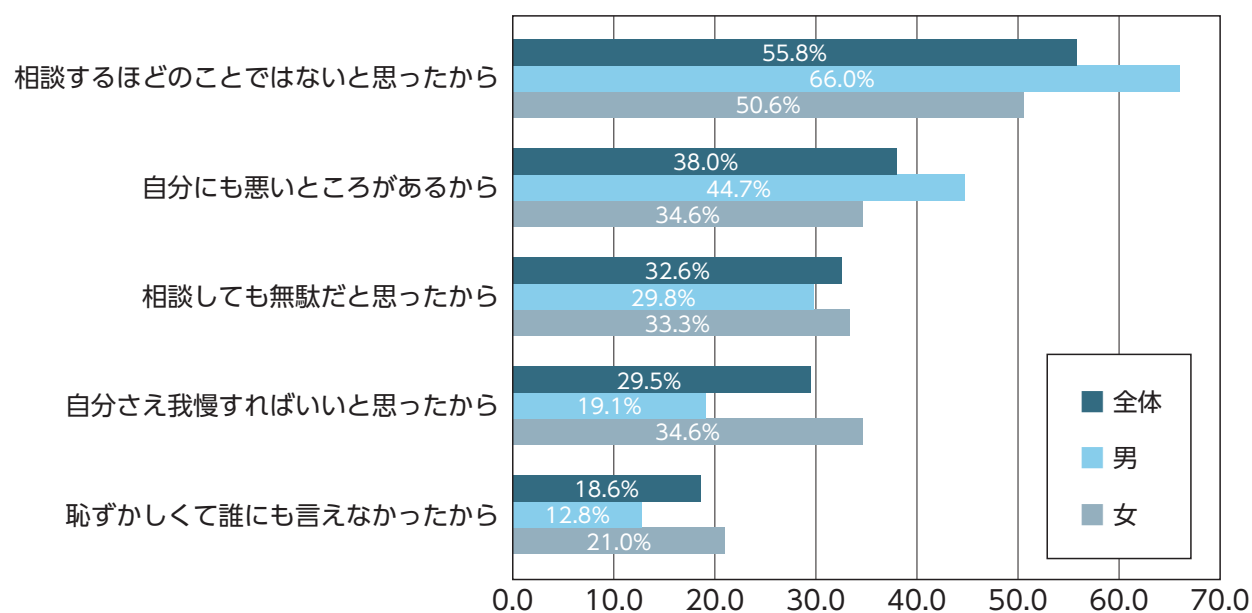
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全国配偶者暴力相談支援センター相談のべ件数 (うち男性相談件数)	111,630 (2,001)	106,367 (1,651)	116,110 (2,028)	114,481 (2,405)	119,276 (2,902)	—
県配偶者暴力相談支援センター相談のべ件数 (うち男性相談件数)	386 (3)	402 (5)	470 (9)	449 (20)	615 (16)	—
市役所相談のべ件数 (うち男性相談件)	259 (12)	304 (10)	219 (11)	413 (17)	387 (17)	320 (16)

〈表2 配偶者から受けた被害の相談状況〉

	相談した	相談しなかった	無回答
山形市	20.7%	72.2%	7.1%
内閣府	47.1%	48.9%	4.0%

(令和元年度市男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査・平成30年度内閣府男女共同参画局調査)

【参考：相談しなかった理由(抜粋)】



(令和元年度市男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査)

(5) 課題5 社会情勢の変化への対応(国・県の動きや発展計画見直しを踏まえた課題)

新型コロナウイルス感染症の拡大では、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからDVの増加と深刻化が懸念されるとともに、非正規雇用労働者や宿泊・飲食サービス業等への影響が大きいことから、比較的に経済的基盤の弱い女性が、経済的困難に陥ることなどが危惧されており、女性の自殺者の増加も問題になっています。一方で、感染症の拡大を契機に、テレワーク・オンラインの活用が進みつつあり、時間や場所を選ばない柔軟な働き方の可能性が広がっています。さらに、在宅勤務の普及は、男性の家事・育児等への参画を促すチャンスでもあります。

国においては、LGBTなど性的少数者をめぐる理解増進法案が議論されるなど、多様性を認め合う社会の実現を目指すため、性の多様性に関する理解促進に向けたさらなる取り組みが必要です。

また、県の調査によると若者、とりわけ女性の人口流出が顕著となっており、新たな計画で女性の定着・回帰に向けた取り組みを行うこととしています。市が大学生を対象として行った意識調査では、地方より大都市の方が女性の働きやすい環境が整っていると思う人の割合が6割以上と多く、優秀な人材の確保・定着につなげ女性の活躍を推進するためにも、山形市においても女性の地元定着を促進することが重要です。

これらの社会情勢の変化に伴い、市民の意識や行動も変化しつつあることを踏まえ、柔軟な働き方の普及や男性の家事・育児等への参画、性の多様性への理解促進、女性の活躍推進などへの対応を検討します。

第2章 計画の基本的な考え方

I 基本理念と基本目標

1. 基本理念

この計画では、これまでの第3次プランの目的を引継ぎ、「男女共同参画のまち山形」の実現を目的とします。また、この計画の目的である「男女共同参画のまち山形」を実現するために、平成25年に施行した山形市男女共同参画推進条例第3条の7項目を基本理念として掲げます。

「男女共同参画のまち山形」の実現

性別にかかわらずだれもが様々な分野とともに参画し、
その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現

条例第3条 基本理念

- | | |
|--------------------------|-------------------------------|
| 1 人権の尊重 | 5 互いの性への理解と生涯の健康維持 |
| 2 多様な生き方の選択の自由 | 6 個人の尊厳の尊重と男女平等意識を
育む教育・保育 |
| 3 あらゆる意思決定の場での男女共同
参画 | 7 国際的協調 |
| 4 仕事と生活の調和の保持 | |

2. 基本目標

本計画では、この目的を実現するため、次に示す3つの基本目標を設定します。

基本目標1
男女共同社会の実現に向けた
基盤づくり

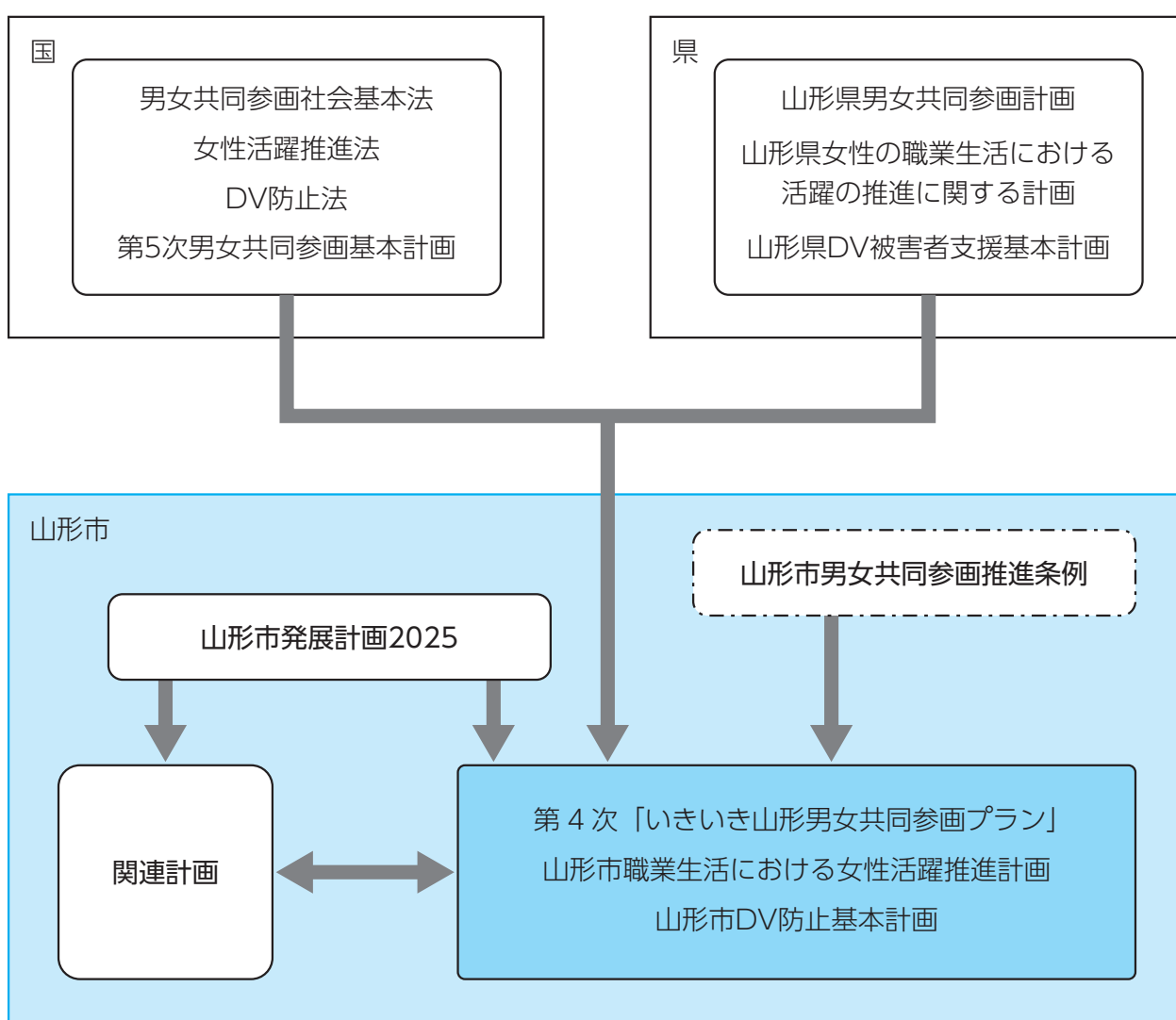
基本目標2
あらゆる分野での
男女共同参画の実現

基本目標3
安全・安心な暮らしの実現

Ⅱ 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日公布・施行）に基づき、本市の男女共同参画を推進する計画です。

- (1) 「山形市発展計画2025」の関連計画として、各分野にわたる他の関連部門の計画との整合性を図り策定します。
- (2) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として策定します。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に規定する「市町村推進計画」である「山形市職業生活における女性活躍推進計画」及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」である「DV防止基本計画」を包含しています。



Ⅲ 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

Ⅳ 計画の体系

目的

【男女共同参画のまち山形】の実現

基本理念

- I 人権の尊重
- II 多様な生き方の選択の自由
- III あらゆる意思決定の場での男女共同参画
- IV 仕事と生活の調和の保持
- V 互いの性への理解と生涯の健康維持
- VI 個人の尊厳の尊重と男女平等意識を育む教育・保育
- VII 国際的協調

基本目標

I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

山形市職業生活における女性活躍推進計画

II あらゆる分野での男女共同参画の実現

山形市DV防止基本計画

III 安全・安心な暮らしの実現

基本方針

施策の方向

1 広報・啓発による男女双方の意識改革、理解の促進

- (1) 男女共同参画への理解を広げる啓発活動の充実
- (2) 性別による固定的役割分担意識と社会慣行の見直し

2 男女共同参画意識を育む教育・学習の充実

- (1) 社会における男女共同参画意識の啓発
- (2) 子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進

3 女性の地元定着の促進

- (1) 大学等との連携による若者の地元定着促進
- (2) 女性の地元定着に向けた意識啓発

4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- (1) 審議会等委員への女性の参画推進
- (2) 方針決定過程への男女共同参画の推進
- (3) 女性活躍推進のための人材育成

5 家庭・地域における男女共同参画の推進

- (1) 家庭における男女共同参画意識の啓発
- (2) 地域活動における男女共同参画の推進
- (3) 地域防災活動における男女共同参画の推進

6 働く場における男女共同参画推進とワーク・ライフ・バランス

- (1) 雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保
- (2) 女性の能力発揮促進のための支援
- (3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進
- (4) 多様な働き方に対応した環境の整備促進

7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶

- (1) 暴力の根絶に向けた意識づくりの促進
- (2) DV相談体制の整備と被害者支援の充実
- (3) 若年層に対する啓発活動の実施

8 生涯を通じた心身の健康支援

- (1) ライフステージに応じた女性の健康支援
- (2) 心と身体の相談等の充実

9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備

- (1) 高齢者・障がい者・ひとり親・外国人など様々な困難を抱える人々への支援
- (2) 性の多様性に関する理解促進と実態把握

第3章 計 画 の 内 容

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

これまで、男女共同参画を推進する様々な取組みが進められ、法制度の整備も進んできたものの、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担やそれに基づく社会的な制度や慣習は依然として根強く残っています。市が令和元年度に実施した意識調査においては、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は72.4%である一方、「平等」と回答した人の割合は16.6%に過ぎません。

背景には、働き方・暮らし方の根底に固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられます。このような意識や固定観念は幼少のころから長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在するため、子どもをはじめ様々な世代で男女双方の意識を変えていく取組みが必要です。

基本方針 1 広報・啓発による男女双方の意識改革・理解の促進

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、男女平等の視点に立って行動することが重要です。女性も男性も男女共同参画を自分のこととして認識し、その実現に向けて協力して取り組めるよう、男女双方の意識改革に取り組みます。

また、国内における男女共同参画の取組は、SDGsといった国際社会の取組とも密接に関連しています。男女共同参画についての理解を深めるため、国際的な動き、諸外国の女性の状況等なども含めた情報提供や学習機会の提供に取り組みます。

(1) 男女共同参画への理解を広げる啓発活動の充実

市が令和元年度に実施した意識調査においては、男女共同参画社会という言葉について、「内容を知っている」が42.2%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が45.5%、「知らない・無回答」が12.3%でした。まだまだ内容を知らない人が多く、家庭・地域・職場・学校・メディアなどのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすくわかりやすいものとするのが重要です。

また、介護や育児等で来所が難しい方への学習機会の提供及びアフターコロナへ対応するため、オンライン参加を可能とする講座を開催するなど新たに取り組むことにより、男女共同参画センターの機能充実を図り、利用者の増加に努めます。

【施策の方向】

- ① 山形市男女共同参画施策の拠点施設である「山形市男女共同参画センター」で展開する様々な事業を通し、市民・事業所に情報の提供を行うとともに、男女共同参画意識の啓発を図ります。
- ② 職業の有無や世代を問わず、多くの方に利用してもらえるよう、市民ニーズの把握とサービス向上に努めます。

- ③ ホームページ、広報紙等多様な媒体を通じた広報によって、男女共同参画意識の啓発を図ります。
- ④ 国際的理解を深めるため、先進諸国の女性の地位向上に関する取組みや世界の女性を取り巻く様々な問題等について、学習する機会を提供します。

【具体的施策】

具体的施策	事業の内容	担当課
意識啓発に関する調査・研究の推進	・男女共同参画に関する市民・事業所の意識及び実態調査の実施 ・男女共同参画に関するデータや事例等の情報収集と提供	男女共同参画センター
男女共同参画センターの機能の充実	・男女共同参画講演会、講座などの拡充 ・オンライン講座の実施	男女共同参画センター
多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	・広報やまがた、テレビ広報、ラジオ広報などでの積極的広報 ・男女共同参画情報紙、ホームページ、SNSなどにおける様々な情報の発信	広報課 男女共同参画センター
世界の男女共同参画に対する理解の促進	・男女共同参画センターにおけるSDGs及び世界の男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画センター

(2) 性別による固定的役割分担意識と社会慣行の見直し

固定的な性別役割分担意識とは、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことで、そういった意識を見直していくことが重要です。

市が令和元年度に実施した意識調査では、「社会全体で男女平等と思う人の割合」は16.6%と、全国の21.2%より低く、「社会通念や慣習・しきたりで男性優遇と感じている人の割合」についても、77.7%で全国の70.1%と比べて、男性優遇と感じている割合が多いという結果になりました。男女平等と男女共同参画への市民の意識を高めていく必要があります。

【施策の方向】

- ① 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は女性にも男性にもあることから、一人ひとりが男女共同参画を自分のこととして認識し、協力して取り組めるよう、男女双方の啓発を図ります。
- ② 社会通念や慣習・しきたりにとらわれることなく、あらゆる場面で男女が個性と能力に応じて参画できる社会づくりの啓発を図ります。

【具体的施策】

具体的施策	事業の内容	担当課
男女の意識改革の促進	・様々な機会における固定的性別役割分担意識の見直しの促進	全庁
	・性差に関する偏見、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消する講座等の充実	男女共同参画センター
男女共同参画の視点に立った表現の浸透	・各種広報における男女共同参画の視点に立った表現の浸透	全庁 男女共同参画センター

基本方針2 男女共同参画意識を育む教育・学習の充実

性別にとらわれない男女共同参画意識を高めるためには、地域社会や学校における男女共同参画の視点を踏まえた教育と学習の機会は極めて重要です。男女共同参画社会の形成は、女性だけではなく、男性にとっても、より暮らしやすくなるものであることへの理解や、性別にかかわらず個性や能力を発揮することへの理解が深まるよう、社会教育・学校教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進します。

(1) 社会における男女共同参画意識の啓発

住みよい地域をつくるために、市民一人ひとりが自らの自己実現と豊かな地域づくりを目指して、男女共同参画の視点から地域の課題を掘り起こして学習していくことが必要です。また、生涯学習においても、男性も女性も互いに協力し、あらゆる分野に参画していくことの重要性を自覚するよう、男女共同参画意識の啓発を推進します。

【施策の方向】

- ① 地域社会の運営における男女平等の実現を図ります。
- ② 女性の地域社会への参画を困難にしている社会通念や慣習・しきたりを改善するための啓発を推進します。
- ③ 社会教育事業の中で、男女平等意識の推進を図ります。

【具体的施策】

具体的施策	事業の内容	担当課
地域社会における啓発の推進	・公民館・コミュニティセンターにおける市民を対象とした講座の実施	広報課 社会教育青少年課 男女共同参画センター
生涯学習における男女共同参画の推進	・男女共同参画に関する学習機会の提供 ・大学等と連携した男女平等学習の充実 ・「男女共同参画に関する作品」の募集と表彰	男女共同参画センター

(2) 子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進

男女共同参画意識の形成には、幼少期に学習したことや、経験したことが大きく影響します。できるだけ早い時期から、互いの良さや多様性を認め合い、男女が自分たちの能力を十分に発揮

して良い社会を作っていくことを尊ぶ基本姿勢を醸成することは、極めて重要なことと考えられます。こうした意識の形成は、自分や他人に対しても個人の尊厳を守るという精神性の高さや豊かさの確立に加え、多様な人材の育成にも資すると考えられることから、子どもたちの男女共同参画意識を育む教育を推進します。

【施策の方向】

- ① 人権尊重を基盤にした男女共同参画意識の形成のため、男女共同参画学習資料を活用し、性別にとらわれない教育活動を推進します。
- ② 学校での教育活動全体を通して、人権尊重や平等観について啓発し、児童・生徒の認識と自覚を高めます。
- ③ 保育士や教職員、そして保護者が、男女平等の理念の理解を深め、自ら実践することにより、子どもたちに対する男女共同参画教育を推進します。

【具体的施策】

具体的施策	事業の内容	担当課
男女共同参画の視点に立った教育の実施	・学校でのあらゆる教育活動における男女平等の推進	学校教育課
	・男女共同参画学習資料の作成・活用	学校教育課 男女共同参画センター
	・「男女共同参画に関する作品」の募集及び協力	学校教育課 男女共同参画センター
性別にとらわれない教育活動の推進	・男女混合名簿の実施 ・性別にとらわれず、生徒の能力や個性を生かした進路指導の充実 ・教職員を対象とした男女平等の理解を深める研修の実施	こども未来課 学校教育課
	・校長会・教頭会との連携強化	学校教育課
保護者を対象とした男女共同参画の理解の促進	・保育園・児童館から保護者に向けた男女共同参画に関する情報の提供	こども未来課 男女共同参画センター
	・家庭教育資料の市のホームページへの掲載	学校教育課
	・保護者に対する啓発の促進	こども未来課 学校教育課 男女共同参画センター
	・PTA活動における男女共同参画の促進	学校教育課

基本方針3 女性の地元定着の促進

地域の活力を維持・向上していくためには、移住・定着を促進することが必要です。「山形市発展計画2025」においても、市内にある大学の市内就職率が低い状況にあるため、大学生等の若者が卒業後も山形市に住み続けられるような取り組みを推進することとしています。

国勢調査の人口移動を見てみると、近年は特に、20～24歳→25～29歳になるときの若年女性が大幅な転出超過となっており、大学卒業後もしくは就職に伴う転出の影響と考えられます。

安心して暮らすために、やりがいや十分な所得が得られる仕事ができ、家族を形成しやすく、暮らしやすい、女性にとって魅力的な地域を作っていかなければ、持続可能な地域社会の発展は望めません。女性が活躍できる地域社会を構築することは地方創生の鍵となるため、この第4次男女共同参画プランでは、女性に着目し、女性の地元定着を促進します。

(1) 大学等との連携による若者の地元定着促進

大学生等が卒業後も山形市に住み続けられるよう、市内大学等と連携し、大学生と地元企業をマッチングさせる新たな仕組みの検討のほか、新しい働き方や多様化する企業の雇用形態に合わせた取組を推進します。

また、市内大学と連携し、イノベーションを生み出す拠点を整備し、新たな産業の創出や既存産業のリブランディング等を通じて女性を含めた若者の起業や定着につなげていきます。

【施策の方向】

- ① 市内大学等と連携しながら、若者を引き付ける産業や活躍できる場、魅力的な居住環境の創出を図り、女性を含めた若者の地元志向を高めていきます。
- ② 地元企業等に関する情報発信を行い、大学生等の市内への就職を促進する取組を行います。

【具体的施策】

具体的施策	事業の内容	担当課
大学等との連携による若者の地元定着	・ 若者定着促進事業	企画調整課
	・ Q1プロジェクト推進事業（※）	文化振興課
	・ 地域大学との連携による学生の街なか居住推進事業	管理住宅課

※山形市立第一小学校旧校舎（旧一小≡Q1）を「創造都市やまがた」の拠点として再整備するための市の活用実験プロジェクト。

(2) 女性の地元定着に向けた意識啓発

令和2年度に市が行った「大学生と市内企業のマッチングに向けた意識調査」の中で、市内の大学生へ「地方よりも大都市の方が女性が働きやすい環境が整っていると思いますか？」と聞いた質問の回答を見てみると、「そう思う派」は61.2%で「そうは思わない派」14.5%を大きく上回っています。特に「そう思う派」は、3年生が58.8%、4年生が65.7%であり、就職活動を進める中で、地方の働き辛さを感じる傾向にあります。

自由回答では、仕事の数や種類、街の魅力の差を感じている意見や、女性が出世しづらい地方の古い価値観を悲観する意見が多く、意見の2割強が「～そうだから」というイメージであり、イメージによって女性の大都市への流出が助長されている傾向が見て取れます。

対して、市内企業へ「女性の活躍を推進するために行っている取組がありますか？」と聞いた質問の回答では、6割超の企業が何らかの女性支援策を講じており、学生のイメージを覆すため、その点を積極的にアピールする必要があります。

また、女性活躍推進のための人材育成プログラムを行う中で地域課題として女性の地元定着をテーマに取り上げることにより、女性自らが課題解決に向けてアクションを起こすきっかけとし、その取組みや課題解決のプロセスを若年女性に情報発信していくことにより、広く地元定着への意識啓発を図っていきます。

【施策の方向】

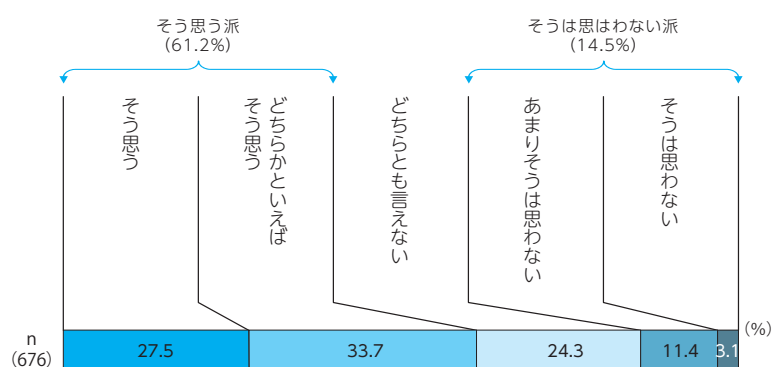
- ① 若い女性の地元定着を促進するため、地元で活躍する女性ロールモデルによるキャリア教育講座などを開催し意識啓発を行います。
- ② 女性活躍のための人材育成プログラムの中で地域課題として女性の地元定着をテーマに取り上げ、取り組みや課題解決のプロセスを若年女性に情報発信し意識啓発を図ります。[女性人材育成事業の充実]
- ③ 高校と連携し、地域の文化等への理解を深めるふるさと教育を実施し、高校生に対する郷土愛の醸成に努めます。

【具体的施策】

具体的施策	事業の内容	担当課
女性の地元定着を促進するための情報発信	・ 男女共同参画情報紙による地元で活躍する女性に関する情報発信	男女共同参画センター
女性の地元定着に向けた意識啓発	・ キャリア教育講座の開催 ・ 女性活躍のための人材育成プログラムでの取り組みを情報発信し、若年女性の意識啓発を図る。 [女性人材育成事業の充実]	男女共同参画センター
	・ 高校と連携したふるさと教育の実施	企画調整課

【大学生調査】（市内大学生907人回答）

Q：地方よりも大都市の方が女性が働きやすい環境が整っていると思いますか？

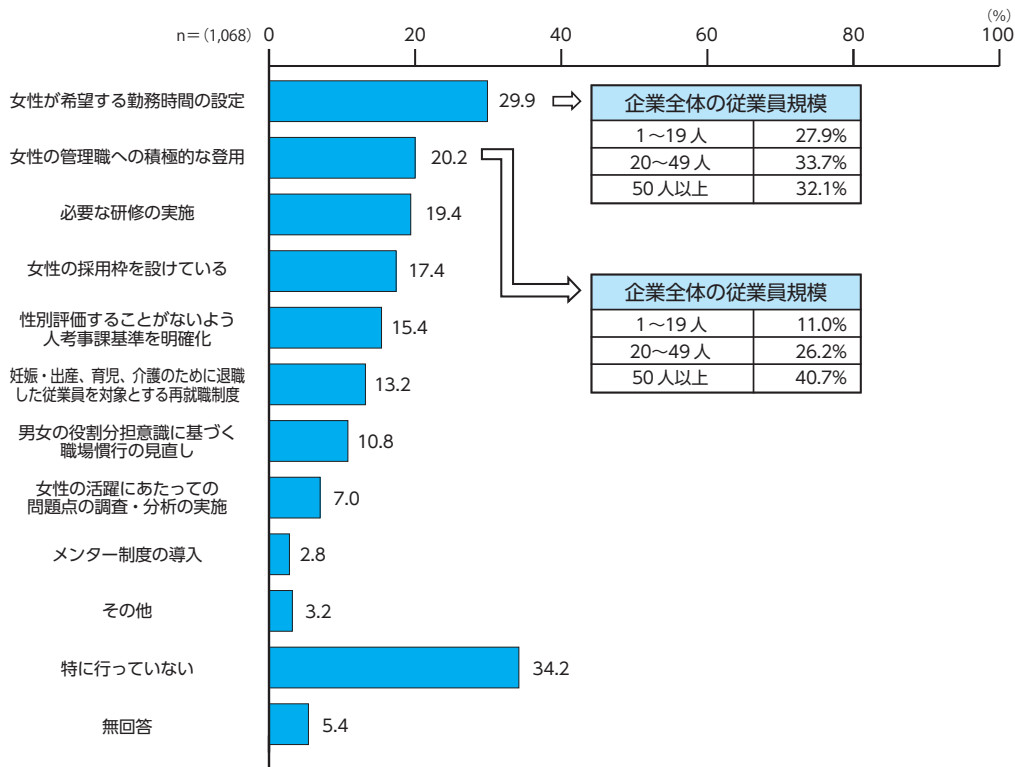


順位	項目	件数
1	仕事の選択肢	149
2	地方の特性（価値観など）	103
3	都市の魅力	62
4	地方の魅力（地元愛、人など）	61
5	勤務条件・待遇（ワークライフバランス）	61
6	女性が活躍できる環境	50
7	給料	33
8	利便性（交通など）	32
9	地域で違いはない	28
10	その他（わからない等）	76
	合計	655

[資料：令和2年度「大学生と市内企業のマッチングに向けた意識調査」]

【企業調査】（市内事業所及び企業1,068社回答）

Q：女性の活躍を推進するために行っている取り組みがありますか？（複数回答）



コラム

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

世界経済フォーラムが発表した2021年のジェンダー・ギャップ指数の総合順位において日本は120位(156か国)で、特に『政治』と『経済』における値が低くなっています。

政治分野については、国会議員や閣僚の女性割合が低いことや、過去50年間女性の行政府の長（日本の場合には内閣総理大臣）が出ていないことが押下げ要因として考えられます。また、経済分野についても、管理職の女性の割合が低いことや、女性が男性と比べて非正規雇用者の割合が高く、平均所得が男性より低いことが押下げ要因として考えられます。

◆ アイスランド (0.892)

1位/156か国

◆ 日本 (0.656)

120位/156か国

政治参画 (0.061)

- ・国会議員の男女比
- ・閣僚の男女比
- ・最近50年における行政府の長の在任年数の男女比

経済参画 (0.604)

- ・労働参加率の男女比
- ・同一労働における賃金の男女格差
- ・推定勤労所得の男女比
- ・管理的職業従事者の男女比
- ・専門・技術者の男女比

教育 (0.983)

- ・識字率の男女比
- ・初等教育就学率の男女比
- ・中等教育就学率の男女比
- ・高等教育就学率の男女比

健康 (0.973)

- ・出生性比
- ・健康寿命の男女比

〈備考〉

- 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成
- スコアが低い項目は青字で記載
- 分野別の順位：
経済 (117位)、教育 (92位)、健康 (65位)、政治 (147位)

順位	国名	値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
11	ドイツ	0.796
16	フランス	0.784
23	英国	0.775
24	カナダ	0.772
30	アメリカ	0.763
63	イタリア	0.721
79	タイ	0.710
81	ロシア	0.708
87	ベトナム	0.701
101	インドネシア	0.688
102	韓国	0.687
107	中国	0.682
119	アンゴラ	0.657
120	日本	0.656
121	シエラレオネ	0.655

基本目標Ⅰの評価指標

《期間中の評価指標の設定》

	指標名	現状値（直近）の状況		目標値
		年度	数値	令和8年度
1	社会全体で男女平等と思う人の割合	R元	16.6%	25%
2	社会通念や慣習・しきたりで男性優遇と感じる人の割合	R元	77.7%	50%
3	男女共同参画センター会議室等利用率	R元	63.4%	65%
4	男女共同参画学習資料を活用した学級の割合	R 2	98.1%	100%
5	県外からの市への女性転入者数－市から県外への女性転出者数	R 2	－321人	0人



山形市男女共同参画センター
“ファアラ”

基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現

市民生活に深いかかわりをもつ市政や政策・方針の意思決定の場へ男女がともに参画し、その意見が十分反映されることは、「男女共同参画のまち山形」を実現する基盤となります。

また、男女を問わず幅広い年代及び多様な人材の能力を活用し、多様な価値観や発想を取り入れることは、女性の活躍を推進するだけにとどまらず、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

そうした観点から、家庭や地域、そして働く場など、あらゆる分野で男女共同参画を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する意識啓発を推進します。

基本方針4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政策・方針決定過程への女性の参画を推進することは、行政や企業・団体等が多様な価値観や発想を施策の展開や組織運営・事業活動に反映させることでもあります。そのためには、女性が自らの能力を十分に発揮し、様々な分野での政策や方針の決定に、企画・立案の段階から男性と平等に関わること、またその能力に応じて、意見を反映させることができる役職に就くことが望まれます。

また、女性自らが政治的・経済的・社会的・文化的なあらゆる領域に参画する能力を高め、そのための支援体制を整備することも必要です。

(1) 審議会等委員への女性の参画推進

市政に市民の意見や要望を反映させることを目的とする審議会・委員会における意思決定過程への女性委員の比率は、第2次プラン策定時（平成21年度）26.3%、第3次プラン策定時（平成26年度）28.8%、そして令和2年度30.0%と少しずつ増加はしているものの、目標値である40%には至っていない状況です。

社会の構成員の半数を占める女性の意思を反映させるため、女性の視点を市政に反映させるためにも女性の参画が必要です。そのためには、審議会等の委員または研修の講師等としてふさわしい女性人材の情報提供を目的とした女性人材バンクを整備することが重要です。人材育成を行うとともに人材掘り起こしに努め、登録いただいた方を積極的に活用いただけるよう関係各所へ推薦し、女性参画を推進します。

【施策の方向】

- ① 男女がともに市政への関心を高め、市民と企業、行政が、互いの意見を尊重し確認し合いながら、まちづくりを進めていく意識の醸成を図ります。
- ② 性別に偏らない多様な意見を市政や政策・方針の意思決定過程に反映するため、審議会・委員会等への女性の参画拡大に努めます。

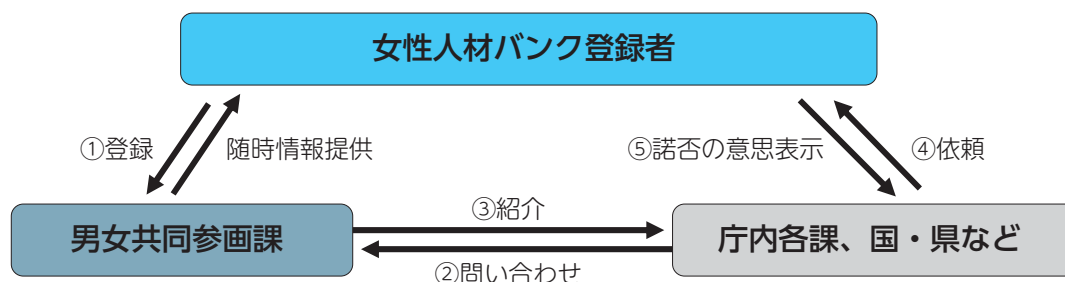
【具体的施策】

具体的施策	事業内容	担当課
市政や行政に対する関心の喚起と男女共同参画の推進	・男女共同参画のまちづくりを推進するため、男女共同参画センター事業における市民団体・NPOとの連携	男女共同参画センター
	・各審議会等の開催についての公告 ・各審議会等議事録の情報公開窓口での閲覧及び市ホームページへの掲載	市民相談課
	・まちづくり活動への女性の関心の喚起 ・自治・時事問題に関する学習事業の充実 ・議会や審議会への傍聴の促進	全庁
市の審議会・委員会委員への女性の参画推進	・審議会等における女性委員の参画状況調査の実施及び積極的な起用の推進 ・山形市女性人材バンクの充実	男女共同参画センター
	・審議会・委員会における女性委員比率の目標値40%の達成 ・公募制やクォータ制導入の検討 ・女性人材育成事業の充実 ・山形市女性人材バンクの活用	全庁
男女共同参画の啓発・促進	・国・県・関係機関の情報提供及び男女共同参画情報紙による企業や団体等における女性の活躍を推進するための啓発活動の実施	男女共同参画センター
	・女性の職域拡大の啓発 ・女性の参画の促進	全庁

山形市女性人材バンクの取組みについて

山形市女性人材バンクは、政策・意思決定の過程に女性の参画を進めることを目的として、山形市が平成11年に設置したものです。令和2年度で75名の方が登録しています。

庁内各課や国・県などに、審議会等の委員や講演会・講座・研修会の講師として推薦しており、広く登用・活用を呼びかけています。



(2) 方針決定過程への男女共同参画の促進

市や企業・団体等の組織における男女共同参画を促進するためには、方針決定を行う管理職への女性登用を進めることが重要です。

令和元年度に実施した事業所意識調査では、事業所の管理職に占める女性の割合は、12.6%と前回調査とほぼ同程度となり、目標の30%には達していません。ただ、係長相当職は33.9%と女性の割合が高くなってきており、引き続き、国・県・関係機関と連携し、女性の登用推進を働きかける必要があります。あわせて市においても、能力や適性を公正に判断したうえで、管理職への女性登用を進めてまいります。

【施策の方向】

- ① 企業や団体等の組織における男女共同参画を促進するために、国・県・関係機関との連携による支援を充実し、積極的に働きかけていきます。

【具体的施策】

具体的施策	事業の内容	担当課
事業所における男女共同参画状況調査の実施	・男女共同参画に関する事業所意識調査の実施・広報・活用	男女共同参画センター
市や事業所における管理職への女性登用促進	市における女性管理職の登用促進	職員課
	事業所における女性の活躍を推進するための啓発活動の実施	男女共同参画センター

(3) 女性活躍推進のための人材育成

女性が政策や方針を決定する場で能力が発揮できるように、一人ひとりの女性が自ら意識と能力を高め、政治的・経済的・社会的・文化的な能力を持った存在になるための学習機会の提供と支援を行います。

女性人材を育成するためには、企業版ふるさと納税の寄附を呼び掛け官民が連携して事業を構築し、ただ学ぶだけではなく地域課題の解決までを目指す探究型のプログラムを実施することにより、主体的に活動する女性リーダーの育成に資するとともに、民間企業のノウハウを活用し、仲間づくりや横のつながりを生むネットワークづくりを支援します。

【施策の方向】

- ① 企業版ふるさと納税を活用するなど官民連携で女性人材育成事業を実施し、地域で活躍する女性リーダーを養成します。[女性の地元定着に向けた意識啓発再掲]
- ② 女性が政策や方針を決定する場で能力が発揮できるように、一人ひとりの女性が自ら意識と能力を高め、政治的・経済的・社会的・文化的な能力をもった存在になる（エンパワーメント）ための学習機会の提供と支援を行います。
- ③ 男女共同参画推進のために活動する団体への支援として、情報提供や情報発信を通じ自主活動及びネットワークづくりの支援を行います。

【具体的施策】

具体的施策	事業内容	担当課
女性人材育成事業の充実	・企業版ふるさと納税を活用するなど官民連携による女性人材育成事業の実施 [女性の地元定着に向けた意識啓発 再掲]	企画調整課 男女共同参画センター
	・男女共同参画センターにおける女性活躍推進を図るための講座の実施 ・山形市女性人材バンク登録者への研修の実施	男女共同参画センター
	・女性農業者の社会参画及び経営参画を支援するための農業経営等に関する研修会・講演会の実施	農政課
自主活動とネットワークづくりへの支援	・男女共同参画センター機能（情報提供・貸館・交流等）の充実	男女共同参画センター
	・男女共同参画推進のために活動する団体における自主活動及びネットワークづくりへの支援	企画調整課 男女共同参画センター

基本方針5 家庭・地域における男女共同参画の推進

男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女がともに進めていくものです。固定的な性別役割分担意識を変えて固定概念にとらわれなくなることで、女性も男性も一人ひとりがお互いを尊重しながら自分らしく生きられることにつながり、男性も女性も家庭や地域などに積極的に関わることができると考えられます。特に、男女共同参画の視点を家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要となります。

また、東日本大震災を契機に、自治会等のコミュニティ活動の重要性が改めて認識されています。本市においては、地震以外にも、蔵王山の火山活動や局地的大雨など、予測が難しい災害などが考えられ、これまで以上に地域活動への参加意識を高めるとともに、地域との連携により、防災や減災、復興に関する意思決定の過程への女性の参画を拡大していく必要があります。

(1) 家庭における男女共同参画意識の啓発

家庭は人々にとって日常の生活の拠点であり、また社会の基礎的な単位でもあります。これからの家庭づくりには、夫婦が互いの人格と人権を尊重し合い、自立を支え合い、協力し合ってともに生きるといった夫婦の生き方と、全員の意思を尊重しながら、毎日の生活が営まれることが必要です。固定的な性別役割分担意識と行動を見直すには、家庭における男女平等を実現することが非常に大切です。

本市の特色として、三世帯同居率が高いことが挙げられますが、一方では核家族化・少子化が進み、単独世帯も増加しています。また、就労を中心とする女性の社会進出も多くなりました。こうした家族の多様化の中では、家事・育児・介護等、家庭経営を男女の共同責任と協力によって行うことが必要です。

【施策の方向】

- ① 家庭経営における男女の相互理解、共同責任、そして協力の必要性を認識し、それぞれが責任者として自立を目指すための学習機会を拡充します。

- ② 子どもの男女平等・男女共同参画意識の形成には、家庭内における家族の日常生活でのあり方が深くかかわっています。子どもの意識形成に与える家族員のあり方の重要性について啓発を図ります。

【具体的施策】

具体的施策	事業内容	担当課
男女共同参画の視点に立った家庭教育講座の実施	・男女平等の内容、視点を取り入れた家庭教育講座の実施	男女共同参画センター
家庭教育に関する情報の提供と相談事業の充実	・男女共同参画学習資料の作成・配布 ・男女共同参画センターにおける相談事業の充実	男女共同参画センター

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

誰もが身近にある地域社会を、活力があり、持続可能なものとするためには、性別にかかわらず誰もが地域活動や地域づくりに参画することが必要です。また、地域の多様化するニーズに対応していくためには、様々な視点から、地域活動の担い手が、性別や年齢等で多様であること、また、性別や年齢等により役割が固定化されることが無いことが重要です。

地域で暮らす人々が互いに支え合い、充実した生活を送ることができるよう、地域活動や社会活動に男女がともに参画しやすい環境づくりを進めます。

【施策の方向】

- ① 市民一人ひとりが、様々な地域づくり・まちづくりに主体的に参画し、自己実現を図ることができるシステムや組織づくりを支援します。
- ② 男女共同参画を困難にしている社会通念や慣習・しきたりなどを改善し、男女がともに地域活動や社会活動に参画しやすい環境づくりを進めます。

【具体的施策】

具体的施策	事業内容	担当課
男女共同参画に向けた地域活動への支援	・地域活動におけるあらゆる機会での積極的な啓発（公民館・コミュニティセンターを通じた地域への広報）	広報課 社会教育青少年課 男女共同参画センター
	・男女共同参画センターにおける育児サークルリーダー研修会の実施 ・市民企画講座、出前講座、ファースト大学の実施	男女共同参画センター
	・まちづくり活動への女性の関心の喚起 ・自治・時事問題に関する学習事業の充実 ・議会や審議会への傍聴の促進	全庁
社会活動に男女がともに参画しやすい環境づくり	・消費者活動への男性参画の促進を図る消費者啓発・教育講座の実施	消費生活センター
	・PTA活動における男女共同参画の促進	学校教育課
	・ボランティア、NPO活動に関する相談、情報提供の充実	企画調整課

(3) 地域防災活動における男女共同参画の推進

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子供、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。地域防災については、救援物資や避難所運営等で、女性や子育てなどのニーズに配慮した対応ができるよう男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが必要です。そのため、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、男女共同参画の視点を取り入れられるよう防災対策会議や自主防災組織などにおいて女性の参画を推進するとともに、自主防災組織の女性リーダーの育成を図るため、女性の防災士資格取得を促進します。

なお、災害時においては、令和3年に新たに構築された「災害時における男女共同参画センター等の相互ネットワーク」に加入し、全国の男女センターから物資・人・情報等が集約・発信され、被災地に的確に提供・支援される仕組みを利用し、災害支援に効果的な役割を果たしていきます。

【施策の方向】

- ① 男女共同参画の視点に立った災害対策の必要性について、意識啓発を進めます。
- ② 地域の防災分野における女性の参画を推進し、男女双方の視点やニーズの違いに配慮した避難所運営マニュアルの作成や防災士資格取得による女性リーダーの育成を支援します。

【具体的施策】

具体的施策	事業内容	担当課
男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	・男女共同参画の視点に立った防災計画の策定 ・女性に配慮した災害用備蓄物資の整備 ・女性のニーズを反映した避難所の運営体制の整備	防災対策課 男女共同参画センター
地域防災における男女共同参画の推進	・自主防災組織の育成強化と男女共同参画の推進 ・防災士資格取得による女性リーダーの育成	防災対策課
	・消防団女性消防隊の育成・参画	消防本部
	・地域の防災活動における男女共同参画のための啓発 ・災害時における男女共同参画センター等の相互ネットワークによる災害支援	男女共同参画センター

【山形市職業生活における女性活躍推進計画】

働くことは生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。また、経済的自立は、暴力等による困難な状況から抜け出す重要な鍵ともなり、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは、個人の幸福（well-being）の根幹をなすものです。

しかし、現実には女性の労働環境や条件においては、雇用や昇任・昇格や賃金、さらには教育訓練の機会など、男女間の格差が依然として残っています。また、セクシュアル・ハラスメントやモラル・ハラスメントなどのハラスメントは、就業環境を悪化させるだけでなく、人権を侵害する社会的な問題となっています。

これらの状況を改善し、男女が平等に、いきいきと働くことができる職場環境の整備に向けて、企業、経済団体、労働者、市が連携し、働く場における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスを推進します。

(1) 雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保

「働き方改革関連法」や「女性活躍推進法」の整備により、女性をめぐる労働環境は改善されつつある状況ですが、雇用形態、賃金等においては、依然として男女の格差があります。

結婚・出産・育児などの何らかの事情によって、一時的に就労を中断した女性は、パートタイム労働者として再就労することが多く、また派遣労働者や家内労働者なども女性に多くみられます。これらはいずれも短期的な就労形態であり、待遇面で正規雇用者と比べて時間単価が低いことや、雇用調整の対象になりやすいなどの問題点があります。

男女がともに働きやすい環境づくりを推進するために、各法制度の周知を図るとともに、正規雇用・非正規雇用といった労働条件や賃金、昇任・昇格など、事実上生じている男女の格差を是正するための取組みが求められます。

【施策の方向】

- ① 雇用の場における男女間の機会均等の促進に向け、関係機関と連携しながら企業・事業者等に対する啓発を図ります。
- ② 各種の広報等を通じて、就労における男女共同参画意識が浸透するように努めます。
- ③ セクシュアル・ハラスメントなど各種ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、様々な機会を通して、事業所や市民に対して防止に向けた啓発活動に努めます。
- ④ 男女のパートナー意識や固定的な性別役割分担意識の改善に向けた情報提供と啓発を推進します。

【具体的施策】

具体的施策	事業内容	担当課
雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保についての啓発	・ 男女の雇用機会均等と待遇の平等についての情報提供 ・ 企業内研修のための情報提供や講師派遣事業の実施	男女共同参画センター
	・ 国・県と連携した男女の雇用機会均等と待遇の平等 についての啓発	雇用創出課

具体的施策	事業内容	担当課
	・女性の活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与	管理住宅課
ハラスメント防止に向けた啓発	・国・県と連携したハラスメント防止に向けた啓発	雇用創出課 男女共同参画センター
農林業就業者・自営業者における男女共同参画の推進	・家族経営協定の締結や畜産ヘルパー制度の普及促進 ・女性農業者の社会参画及び経営参画を支援するための農業経営等に関する研修会、講演会の実施	農政課
	・国・県と連携した商工業自営業者の就業環境の改善	雇用創出課
非正規雇用等における雇用環境の整備	・国・県と連携したパートタイム労働法、労働者派遣法、家内労働法、最低賃金法等の法的権利に関する啓発 ・パートタイム労働者・派遣労働者等の労働条件に関する相談及び情報提供	雇用創出課
職場における男女共同参画に関する教育の推進	・国・県と連携した性別役割分担や職場慣行の改善に向けた啓発	雇用創出課
	・事業所に対する男女共同参画情報紙による情報の提供及び研修会等の実施	男女共同参画センター

(2) 女性の能力発揮促進のための支援

技術革新や情報通信技術等のデジタル化の進展により、職業能力向上の必要性はますます高まっています。女性が就業上の役割を遂行し責任を果たしていくためには、女性自らが職業能力の開発・向上に努めなければならないことは言うまでもありません。また、育児など何らかの事情により、一時的に就労を中断した女性の再就職が円滑にできるように職業能力の開発が必要です。マザーズジョブサポートや公共職業訓練施設などの情報提供に努め、女性の就業機会の拡大を図るとともに、女性の職業能力開発の学習機会を提供し、働く女性・働きたい女性を支援します。

【施策の方向】

- ① 女性の職業能力を開発し向上させるための学習機会の拡充を図ります。
- ② 再就職をめざす女性のための支援を進めます。
- ③ 情報化の進展等による就労形態の多様化に対応した女性の就業機会の普及促進を図ります。

【具体的施策】

具体的施策	事業内容	担当課
女性の職業能力開発の学習機会の拡充	・男女共同参画センターにおける職業能力開発及び再就職に関する講座の実施	男女共同参画センター
	・働く女性の家における職業生活技術に関する各種事業の実施	福祉文化センター
	・関係団体における職業能力開発の学習機会の拡充	雇用創出課

具体的施策	事業内容	担当課
情報提供と相談体制の整備	・雇用総合相談窓口の情報提供の充実	雇用創出課 男女共同参画センター
	・男女共同参画情報紙による女性の起業等、多様な働き方に対する情報提供	男女共同参画センター
	・起業に関する情報提供	雇用創出課

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することが重要です。このため、出産・育児・介護等への対応を含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がますます重要となっています。また、家事・育児・介護等の多くを女性が担っている現状を踏まえれば、家事・育児・介護等を男女がともに担うべき共通の課題とし、パートナーである全ての男性が家事・育児・介護等に参画できるような環境整備を一層推進することが求められています。

まずは、男性も積極的にかかわっていけるように、固定的な性別役割分担意識や職場だけを優先する風潮を是正していかなければなりません。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、市民の理解を深めるだけでなく、事業者がワーク・ライフ・バランスの重要性を理解し、実践することが必要です。

【施策の方向】

- ① 市民及び事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発や情報提供を行い、一人ひとりのライフステージに応じた多様な働き方を可能にするワーク・ライフ・バランスの有効性についての理解の促進を図ります。
- ② 職場でともに働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスに配慮する上司（イクボス）についての周知・啓発を進めます。

【具体的施策】

具体的施策	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及啓発	・国・県と連携したワーク・ライフ・バランスの啓発	雇用創出課 男女共同参画センター
育児・介護休業制度の普及促進	・国・県と連携した育児・介護休業制度の啓発	雇用創出課
休業制度利用実態調査及び男性に対する制度利用の促進	・休業制度利用実態調査（事業所の意識及び実態調査）の実施 ・事業所における男性の休業制度利用促進の啓発	男女共同参画センター
ワーク・ライフ・バランスを可能にする就労環境の整備	・企業・団体等に対するイクボス制度の周知・啓発	男女共同参画センター
	・企業・団体等に対する労働時間短縮・有給休暇取得に向けての啓発	雇用創出課 男女共同参画センター

(4) 多様な働き方に対応した環境の整備促進

新型コロナウイルス感染症拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性がもたらされています。テレワークの活用を推進することは、ワーク・ライフ・バランスの推進や生産性の向上に資するものであり、男女共同参画の観点からも重要です。

【施策の方向】

- ① 男女を問わず家族の協力のもとで行われる家事・育児・介護等の在り方について啓発を行います。
- ② 家庭生活と仕事の両立支援に向け、保育ニーズの多様化に対応した子育て支援体制の充実を図ります。

【具体的施策】

具体的施策	事業内容	担当課
利用者の多様なニーズに対応した保育サービスの整備	・利用者の多様なニーズに対応した保育サービスの整備（一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ） ・事業所内託児所設置促進のための働きかけ	こども未来課 保育育成課
男性の家事・育児・介護等への参画の推進	・ママ・パパ教室の実施 ・思春期保健支援教育の実施	母子保健課
	・男性を対象とした家事・育児・介護等に関する講座の実施	男女共同参画センター
多様で柔軟な働き方の推進	・多様で柔軟な働き方に関して、企業での取り組み事例など男女共同参画情報紙による情報提供	男女共同参画センター

基本目標Ⅱの評価指標

《期間中の評価指標の設定》

	指標名	現状値（直近）の状況		目標値
		年度	数値	令和8年度
6	市の審議会等委員に占める女性委員の割合 (うち行政機関等の充て職を除いた女性委員の割合)	R 2	30.0% (35.3%)	40% (50%)
7	女性人材バンク登録者数	R 2	75人	100人
8	女性人材バンク年間活用件数 (※ 1)	R 元	73件	100件
9	市における女性管理職の割合 (課長相当職以上)	R 3	19.5%	30%
10	市内事業所における女性管理職の割合（課長相当職以上）	R 元	12.6%	21%
11	山形県防災士養成講座を受講し、防災士資格を取得した女性の数（市在住者）	R 2	5人	11人
12	市内事業所における男性の育児休業取得率	R 元	20.9%	30%
13	男性も育児・介護休業が取れることは賛成だが、実際は取りづらいと思う人の割合	R 元	69.6%	50%
14	男性の家事・育児・介護等への参加を促す講座及び事業所対象のワーク・ライフ・バランス等出前講座実施回数（※ 2）	R 2	4回	4回
-	男性の1日平均家事時間0分の割合 (モニタリング指標※ 3)	R 元	3.6%	

※ 1 算出式 審議会への活用件数 + 委員会等への活用件数 + 講師等への活用件数

※ 2 男女共同参画センターが実施する講座の回数

※ 3 第3次プランで目標達成したため、数値目標は設定しないが、状況把握のためモニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

配偶者やパートナーなど身近な人から受ける暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、潜在化しがちであり、社会の理解も不十分で、個人的な問題として矮小化されることもあります。被害者の多くは女性であり、背景には男女の性別による固定的な役割分担意識、社会的地位や経済的格差などがあることから、あらゆる暴力防止に向けて、社会全体で取り組んでいかなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大では、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからDVの増加と深刻化などのリスクの高まりが危惧されるため、被害者が相談機会を逸失しないよう相談窓口の周知、啓発に取り組めます。

さらに、将来的にDVの被害者・加害者とならないよう、若年層への情報提供と意識啓発を進めるとともに、被害者が暴力から逃れ、安全で安心した生活を送れるように、相談体制の整備と、関係機関と連携した自立支援等の対策を進めます。

また、心身の健康は暴力や貧困などの社会的要因によって大きく影響を受ける面があるため、健康課題解決には、背景となる社会課題の解決が求められます。生涯を通じた健康の保持のために、男女それぞれのライフステージに応じた心身の健康維持と健康づくりを支援するとともに、高齢者や障がい者、ひとり親家庭、外国人居住者など生活上の困難に直面する人々への支援及び、多様な性への理解促進に努め、様々な立場の人々の人権が尊重され自らの意思で多様な生き方を選択できる環境の整備を進め、誰もが安全・安心に暮らせるための環境づくりに努めます。

基本方針7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶

【山形市DV防止基本計画】

夫婦や恋人など親密な間柄で行なわれる暴力行為は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する問題です。家庭内等で起こるDV（身体的暴力、モラル・ハラスメント等の精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など）は、被害が潜在化しやすく、外部からの発見が困難な状況にあります。被害者のみならず、その子どもの面前でのDVは児童虐待にあたるため、子どもへの影響や被害についても深刻な問題となっています。

また、男性の被害者も存在することや同性愛のパートナー間においてもDVが存在することを踏まえて、一人ひとりの人権意識を高め、暴力を容認しない社会的風土を醸成することが重要であるため、若年層を始め、あらゆる年齢層を対象とした予防啓発と教育・学習の充実に取り組めます。

(1) 暴力の根絶に向けた意識づくりの促進

令和元年度に行った市民意識調査によると、配偶者からの暴力被害を「1・2度あった」または「何度もあった」と答えた人の割合は、身体的暴力（平手で打つ）で15.4%、精神的暴力（大声でどなる、ののしる）で27.8%、性的暴力（いやがっているのに性的な行為を強要する）で17.2%、経済的暴力（必要な生活費を渡さない）で14.0%という結果でした。

同調査の結果から、配偶者やパートナー、交際相手からの被害者の多くは女性であるものの、男性の被害者も前回調査に比べると高い割合となっており、性別や年齢を問わず、DVが身近な

問題であることがわかります。

あらゆる暴力の根絶に向け、暴力を容認しない社会づくりや被害者の安心・安全の確保、暴力に対する正しい理解を深めるなど、幅広く取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

- ① DVは潜在化しやすく、周囲の無理解から深刻化することもあるため、DVに関する正しい理解の普及を図り、暴力を許さない気運を醸成します。
- ② 子どもたちへの暴力は、子どもたちの健やかな成長を妨げ、将来の豊かな可能性を摘みとってしまうことにもなるため、子どもの権利についての認識を深めます。

【具体的施策】

具体的施策	事業内容	担当課
人権尊重の意識の形成	・男女共同参画センターにおける人権尊重の意識を高めるための講座の開催	男女共同参画センター
DVなどの暴力の防止に向けた啓発	・男女共同参画センターにおけるDV防止関連講座の開催 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせたパネルの展示等の実施	男女共同参画センター
児童虐待や子どもを対象とした犯罪の防止に向けた啓発	・児童虐待の防止に向けた啓発 ・具体的なケースへの相談対応と関係機関との連携 ・山形市要保護児童対策地域協議会の運営	こども家庭支援課
	・学校・関係機関との連携の継続	学校教育課
	・予防対策としての相談の実施 ・早期発見に向けた乳幼児健康診査・訪問指導等の実施 ・具体的ケースに応じた訪問指導・関係機関との連携	母子保健課
	・青少年指導センターにおける街頭指導の実施 ・携帯電話等への子ども安全情報配信システムの運用	社会教育青少年課

(2) DV相談体制の整備と被害者支援の充実

本市におけるDV相談件数は平成30年度以降高い水準となっております。令和元年度に行った市民の意識調査では、配偶者からの暴力被害について「相談した」と答えた方の割合は、20.7%にとどまっており、全国の47.1%と比較すると山形市が26.4ポイント低く、DV被害が潜在化していることが懸念されます。

DVには、身体的な暴力だけではなく、経済的な問題、同伴児童の問題、被害者の心身状態など複合的な事情が含まれることが多く、被害者の抱える問題や悩みも複雑かつ多岐にわたっており、深刻な事例も多くみられます。

DV被害者支援体制の充実に向けて、相談担当職員の資質向上や、警察や県配偶者暴力支援センター等、関係機関との連携強化に努めるとともに、被害を潜在化させず、適切な支援につなげていくためにも、様々な機会をとらえて、相談窓口の周知を進めます。

【施策の方向】

- ① 被害者や周囲の人々が安心して相談できる相談体制の整備を進めます。
- ② 相談窓口において、被害者が二次被害を受けないよう、相談担当職員の資質向上に努めます。
- ③ 被害者の早期相談を促すため、相談窓口等の周知を図ります。
- ④ 被害者の情報を保護するため、住民基本台帳法の閲覧等の制限を行います。また、被害者に関する情報の管理を徹底します。
- ⑤ 被害者が高齢者や障がい者、外国人住民の場合においても、適切な対応が行えるよう、相談体制の充実に努めます。
- ⑥ 被害者の安全を確保しつつ、福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建を進めるなど、被害者の自立を支援します。

【具体的施策】

具体的施策	事業内容	担当課
DV相談体制の充実	・女性相談員の配置	こども家庭支援課
	・外国人被害者に対する通訳等の支援	国際交流センター
	・DV相談窓口担当者への研修の実施	男女共同参画センター
	・適切な情報提供と対応の実施 ・関係機関との連携強化	相談を受ける関係各課
DV相談窓口の周知	・様々な機会及び媒体を利用した周知広報	男女共同参画センター
DV被害者支援体制の充実	・住民基本台帳法事務等における支援	市民課
	・障がい者虐待の被害者支援	障がい福祉課
	・外国人被害者に対する支援	国際交流センター
	・地域包括支援センターなどによる高齢者虐待の被害者支援	長寿支援課
	・県配偶者暴力相談支援センターとの連絡調整 ・心のケア	男女共同参画センター 相談を受ける関係各課
自立に向けた住居・生活・経済面等の支援	・国民年金の支援	市民課
	・国民健康保険等の支援	国民健康保険課
	・保育施設などの利用に関する支援	保育育成課 こども家庭支援課
	・児童手当の支給 ・医療証の交付などの支援	こども家庭支援課
	・就労に関する相談等の支援	雇用創出課
	・住宅確保の支援	管理住宅課
	・児童・生徒の就学等に関する支援	学校教育課
	・生活困窮者への経済支援	生活福祉課
支援団体との協働	・被害者支援団体と連携した支援	男女共同参画センター

(3) 若年層に対する啓発活動の実施

若年層の交際相手間における暴力や過度な行動監視といった「デートDV」や、インターネットの普及をはじめとするメディアの多様化により、性的な画像などを本人の同意なく、インターネット上に公表し被害者が精神的苦痛を受ける「リベンジポルノ」、SNS等のコミュニケーションツールを悪用した新たな形態の暴力等もみられます。

被害に遭うと一生拭い難い影響が生じるため、子どもや若年層が性暴力を認識し、加害者にならず、被害に遭った場合は被害を認知し、相談することができるように低年齢からの教育を推進し、相談につながりやすくするため周知、啓発を行います。

小中学生を対象に、自分のいのちの大切さや自分のいのちと同様に友達や周りの人のいのちの大切さについて学ぶ出前講座を行い、人権尊重の意識を育て、暴力防止及び自殺防止につなげます。

【施策の方向】

- ① メディアにおける性の商品化や暴力的な表現、またセクシュアル・ハラスメントやストーカー行為などが人権を侵害している現状を改善し、メディアや受け手である市民の人権尊重を推進する意識の啓発と、性の商品化の防止を促進します。
- ② 小中学生を対象とした出前講座「いのちの学習」を行い、人権尊重の意識を育てます。
- ③ デートDVについて、その存在や危険性の理解を深めるため、若年層を対象とした啓発を行います。

【具体的施策】

具体的施策	事業内容	担当課
性の商品化の防止	・「いのちの学習」の時間を中心とした性犯罪・売買春防止のための啓発 ・学校教育指導計画訪問及び要請訪問による支援	学校教育課
	・有害な違法簡易広告物（ピンクチラシ等）の除去及び有害図書類等自動販売機の撤去促進	社会教育青少年課
学校におけるDV及びデートDV予防教育の実施	・小・中学生向け出前講座「いのちの学習」の実施 ・若年層向けデートDVリーフレット配布による予防教育の実施	男女共同参画センター



DV相談

新型コロナウイルス感染症の拡大による生活不安やストレスなどにより、全国的にDV相談件数が増加し、深刻な状況になっています。山形市内では相談件数の増加傾向はみられませんが、潜在化していることが懸念されます。

なぐる、けるといった身体的な暴力だけでなく、人格を否定する発言を繰り返す、長時間説教して寝かせないといった精神的DVや、人付き合いを制限して孤立させる、同意なくスマホにGPSアプリを入れて監視する、スマホ履歴をしつこくチェックするなどもDVです。

DV被害は、次第に深刻化する恐れがあります。相手との関係が「何かおかしい」「つらい」と思ったら、ひとりで悩まず、御相談ください。

【DV相談ナビ】全国共通の短縮電話番号【#8008】（はれれば）

【DV相談プラス】



- ・電話での相談（24時間対応）：0120-279-889（つなぐ・はやく）
- ・メールでの相談：<https://form.soudanplus.jp/mail>
- ・SNSでの相談（英語や中国語など10言語の外国語にも対応しています）
<https://form.soudanplus.jp/ja>



基本方針8 生涯を通じた心身の健康支援

生涯を通じて健康な生活を送るためには、誰もが自分の身体や性について十分に理解し自己決定をしていくことが大切です。男女が互いの身体的な特徴について十分に理解を深め、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会形成にあたっての前提でもあり、性と生殖に関して正しく理解するための知識の普及・啓発が必要です。そのためには幅広い年齢層を対象とした学習機会や情報の提供など、社会全体で健康管理を支援する気運の醸成が必要です。

また、社会不安やストレス等で、世代にかかわらず心の健康に関する悩みを持つ人が増えています。悩みを持つ人が孤立化したり最悪の事態にならないよう、相談体制の整備と支援による心身の健康づくりを推進します。

(1) ライフステージに応じた女性の健康支援

男女がライフサイクルのそれぞれの段階において、心身の状況に応じた自らの健康管理について、正しく理解するための普及・啓発が必要です。

特に女性は、妊娠や出産をはじめとした身体的な特徴を有するため、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期とライフステージにより大きく変化するという特性があります。健康状況に応じた適切な自己管理を行うための健康教育・健康相談事業など支援の充実を図ります。

幼少期から正しい知識を得ることが重要であり、若年層における性に関する教育の充実や、児童生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うために教職員等の研修会等の開催も必要となります。

女性の社会参画を推進するためにも、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して健康に出産できるように母性保護の労働環境整備と母性健康管理啓発を推進していきます。

【施策の方向】

- ① ライフステージに応じた女性の健康支援の充実を図ります。
- ② 小中学校における生理用品のトイレ配備についてのニーズ把握を行い、思春期の女子の健康管理を考慮するとともに、性に関する教育の充実を図ります。
- ③ 働く女性に対する母性保護のための労働環境の整備と、母性に関する正しい知識の普及を図ります。

【具体的施策】

具体的施策	事業内容	担当課
ライフステージに応じた女性の健康支援の充実	・ 地域及び保健センターを拠点にしたライフステージにあわせた健康づくり事業等の実施	健康増進課
	・ 思春期、妊娠・出産期、更年期・高齢期における健康支援【継続実施】 ・ 麻薬等についての知識の普及と相談事業の充実【継続実施】 ・ 職場や公共空間における禁煙の推進【継続実施】	全庁
	・ 働く女性の家における健康および育児に関する相談事業の実施	福祉文化センター
	・ 男女共同参画センターにおける健康講座の開催及び健康相談事業の実施	男女共同参画センター

具体的施策	事業内容	担当課
性に関する教育の充実	・保健所におけるエイズ・性感染症に関する情報提供の充実 ・保健所における女性の健康支援事業（思春期から更年期に至る女性を対象）の実施	健康増進課 母子保健課
	・各学校における「いのちの学習」の確実な実践の推進 ・教職員に対する研修会の開催 ・研究モデル校の拡充 ・学校における相談機能の充実 ・学校における生理用品のトイレ配備についてのニーズ把握による女子児童生徒の健康管理	学校教育課
母性保護に関する指導の充実	・助産の実施及び制度の周知	こども家庭支援課
	・国・県と連携した職場における母性健康管理の啓発 ・母性保護休暇制度等の周知	雇用創出課
	・保健所を拠点とした妊婦及び乳幼児健康相談事業、母子の健康や育児についての情報提供の充実 ・こんにちは赤ちゃん事業、育児支援家庭訪問事業の充実	母子保健課

(2) 心と身体相談等の充実

性別にかかわらず、人間関係や職場環境、仕事などによるストレスの心への影響が問題となり、メンタルヘルス対策の充実が求められています。特に新型コロナウイルスの感染が拡大した令和2年は、全国で女性の自殺増加が見られました。心身のバランスが崩れてしまえば結果的に“心”と“身体”どちらにも影響を及ぼしてしまいます。心身ともに生涯を通じて健康で安心して暮らせるように健康支援の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

- ① 心身の健康づくりに関する情報提供や健康教育を実施し健康を支援します。
- ② 心身の健康に関する健康相談事業の充実を図ります。

【具体的施策】

具体的施策	事業内容	担当課
心身の健康支援	・心の健康づくりに関する情報提供の充実 ・地域における「心」の健康教育・健康相談事業の実施 ・全庁的な自殺対策の推進を図るための関係課等連絡会議の開催	健康増進課
	・男女共同参画センターにおける女性カウンセラーによる一般相談の実施	男女共同参画センター
健康相談事業等の充実	・男女共同参画センターにおける助産師による相談の実施	男女共同参画センター
	・保健所における窓口相談や電話相談、家庭訪問等、各保健事業の中での普及・啓発	母子保健課

基本方針9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備

少子高齢化による核家族化の進行や経済の低迷、新型コロナウイルス感染症の拡大など様々な要因により、高齢者や障がい者、ひとり親家庭、外国人居住者などは、貧困等生活上の困難に直面しています。とりわけ女性の貧困は、ひとり親をはじめ子育て世帯においては子が成人した後も続くことや、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性、高齢女性も含め、すべての年代に生じ得ることに留意する必要があります。

また、近年、性の多様性への理解は広がりつつあり、LGBT・SOGI等の性的指向・性自認に関する言葉の認知度は高くなっています。しかし、実際のところ性的指向・性自認に関する少数者は、周囲の理解不足から差別や偏見にさらされたり、社会生活を送る上での不利益を受けたりすることがあり、そのことが生きづらさにつながってしまう場合があります。

このため、生活上様々な立場の人々の人権が尊重されるよう理解を深めるとともに、自らの意思で多様な生き方を選択できる環境の整備が必要です。

(1) 高齢者・障がい者・ひとり親・外国人など様々な困難を抱える人々への支援

誰もが当たり前のように安全で安心な暮らしを送るためには、生活上の様々な困難を抱える人々が地域社会を支える仲間（重要な一員）として、安心して暮らすことができる環境の整備が必要です。

新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、それ以前から社会的に弱い立場にある高齢者・障がい者・ひとり親・外国人等様々な困難を抱える人々の生活に大きな影を落としています。また、近年はヤングケアラーも問題となっています。

このような様々な困難を抱える人々も地域社会を支える仲間（重要な一員）として、安心して暮らすことができる環境の整備として、自立支援や生活支援、社会参画を促進していく必要があります。

【施策の方向】

- ① ひとり親家庭及び貧困家庭の方々が安心して暮らすことができ、子どもの将来が生まれた環境に左右されることのないよう、相談体制等の充実と自立に向けた支援を行います。
- ② 高齢者や障がい者が社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍・生活できるよう、社会参画を進めるための支援を充実します。
- ③ 市内に居住する外国人と互いの理解を深めるために、交流や多文化理解のための学習機会の拡充を図ります。また多言語での相談事業や情報提供の充実等、外国人が暮らしやすい環境の整備を図ります。

【具体的施策】

具体的施策	事業内容	担当課
ひとり親家庭及び貧困家庭への自立支援	- 母子父子自立支援員の配置 - 自立支援に向けた各種制度の相談及び周知 - 母子生活支援施設との連携 - 児童扶養手当、健やか教育手当の支給 - 親子すこやか医療の給付	こども家庭支援課
	生活困窮者への経済支援	生活福祉課

具体的施策	事業内容	担当課
高齢者及び障がい者の社会参画活動の促進と自立支援	・社会参加促進事業の実施 ・障がい者への福祉サービスの充実	障がい福祉課
	・老人クラブ連合会に対する補助	長寿支援課
	・高齢者の生きがいづくり、社会参加の場をつくるための高齢者講座の実施	社会教育青少年課
外国人市民に対する支援と多文化共生の意識の高揚づくり	・外国人市民に対する相談の実施及び情報提供 ・国際交流活動を行う市民等への支援	国際交流センター
	・ボランティア、NPO活動に関する相談、情報提供の充実	企画調整課

(2) 性の多様性に関する理解促進と実態把握

近年、性の多様性への理解は広がりつつあり、LGBT・SOGI等の性的指向・性自認に関する言葉の認知度は高くなっています。しかし、実際のところ性的指向・性自認に関する少数者は、周囲の理解不足から差別や偏見にさらされたり、社会生活を送る上での不利益を受けたりすることがあり、そのことが生きづらさにつながってしまう場合があります。

性の多様性について理解を深めるため、申請書等の性別記載欄の見直しや、講座の開催及び市民向けリーフレット配布などの啓発を通して、幅広い年齢層を対象とした学習機会や情報の提供をするほか、学校現場においても、性の多様性についての教育や個別的支援を行います。

また、多様な性のあり方を尊重しあう環境づくりを進めるために、カミングアウトやアウティング防止に関する理解を広げながら、当事者や関係者の悩みや要望などの把握に努めます。特に、性の多様性に関する市民向け講座を開催する際には、来所しての参加をためらう方への配慮及びアフターコロナへの対応のためオンライン参加を可能とします。

【施策の方向】

- ① 性の多様性への理解の促進について、講座の開催やパネル展示、市民向けリーフレットの配布等により啓発を行います。
- ② 性の多様性について悩んでいる当事者や関係する人たちの実態把握に努めます。

【具体的施策】

具体的施策	事業内容	担当課
性の多様性への理解の促進	・性の多様性に関する講座の開催やパネル展示、市民向けリーフレットの配布による啓発	男女共同参画センター
	・多様性についての学習及び学校教育における個別的支援	学校教育課
	・申請書等の性別記載欄の見直し	全庁
性の多様性に関する実態把握	・当事者及び関係者の悩みや要望の把握 ・パートナーシップ制度など先進的取組に関する調査研究	男女共同参画センター

基本目標Ⅲの評価指標

《期間中の評価指標の設定》

	指標名	現状値（直近）の状況		目標値
		年度	数値	令和8年度
15	DV相談窓口を知っている人の割合	R元	73.8%	80%
16	DV被害を相談した人の割合（※1）	R元	20.7%	50%
17	小中学生向け出前講座「いのちの学習」の実施回数（※2）	R2	4校	5校
18	健康講座の実施回数（※2）	R2	4回	4回
19	市内中学校・高等学校における女子生徒の選択制服（スラックス）の導入校の割合	R3	62.1%	100%
-	山形市におけるDV相談件数（モニタリング指標※3）	R2	320件	

- ※1 算出式 配偶者からのDV被害経験ありと答えた人の割合 - 相談状況で「どこにも相談しなかった」と答えた人の割合 - 相談状況で「無回答」の人の割合
- ※2 男女共同参画センターが実施する講座の回数
- ※3 DV相談受付件数の増減が、必ずしもDV被害の増減と一致するとは言えないため、数値目標は設定しないが、状況の把握のために、モニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。



性の多様性を正しく理解しよう

山形市では、市職員や学校教職員が性の多様性に対する理解を深め、当事者の方に寄り添った適切な対応ができるよう「山形市職員・学校教職員のためのLGBT対応サポートハンドブック 違いを理解し認め合うまち山形を目指して」を平成31年3月に作成しました。

また、性の多様性の理解促進を目的に市民向けリーフレット「多様な性を正しく理解しよう“LGBT”・“SOGI”ってなんだ？」を令和2年10月に発行しました。

リーフレットは、山形市役所刊行物コーナーや男女共同参画センター「ファースト」で配布しております。また、山形市ホームページからデータをダウンロードすることができます。

スマートフォンは、右のQRコードからアクセスできます。



評価指標一覧

基本目標		指標名	現状値（直近）の状況		目標値
			年度	数値	令和8年度
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1	社会全体で男女平等と思う人の割合	R元	16.6%	25%
	2	社会通念や慣習・しきたりで男性優遇と感じる人の割合	R元	77.7%	50%
	3	男女共同参画センター会議室等利用率	R元	63.4%	65%
	4	男女共同参画学習資料を活用した学級の割合	R 2	98.1%	100%
	5	県外から市への女性転入者数－市から県外への女性転出者数	R 2	－321人	0人
基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現	6	市の審議会等委員に占める女性委員の割合（うち行政機関等の充て職を除いた女性委員の割合）	R 2	30.0% (35.3%)	40% (50%)
	7	女性人材バンク登録者数	R 2	75人	100人
	8	女性人材バンク年間活用件数（※1）	R元	73件	100件
	9	市における女性管理職の割合（課長相当職以上）	R 3	19.5%	30%
	10	市内事業所における女性管理職の割合（課長相当職以上）	R元	12.6%	21%
	11	山形県防災士養成講座を受講し、防災士資格を取得した女性の数（市在住者）	R 2	5人	11人
	12	市内事業所における男性の育児休業取得率	R元	20.9%	30%
	13	男性も育児・介護休業が取れることは賛成だが、実際は取りづらいと思う人の割合	R元	69.6%	50%
	14	男性の家事・育児・介護等への参加を促す講座及び事業所対象のワーク・ライフ・バランス等出前講座実施回数（※2）	R 2	4回	4回
	-	男性の1日平均家事時間0分の割合（モニタリング指標※3）	R元	3.6%	
基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	15	DV相談窓口を知っている人の割合	R元	73.8%	80%
	16	DV被害を相談した人の割合（※4）	R元	20.7%	50%
	17	小中学生向け出前講座「いのちの学習」の実施回数（※2）	R 2	4校	5校
	18	健康講座の実施回数（※2）	R 2	4回	4回
	19	市内中学校・高等学校における女子生徒の選択制服（スラックス）の導入校の割合	R 3	62.1%	100%
	-	山形市におけるDV相談件数（モニタリング指標※5）	R 2	320件	

※1 算出式 審議会への活用件数＋委員会等への活用件数＋講師等への活用件数

※2 男女共同参画センターが実施する講座の回数

※3 第3次プランで目標達成したため、数値目標は設定しないが、状況把握のためモニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。

※4 算出式 配偶者からのDV被害経験ありと答えた人の割合－相談状況で「どこにも相談しなかった」と答えた人の割合－相談状況で「無回答」の人の割合

※5 DV相談受付件数の増減が、必ずしもDV被害の増減と一致するとは言えないため、数値目標は設定しないが、状況の把握のために、モニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。

第4章 計画の推進体制

I 推進体制の整備

1 計画の推進体制

新プランの目的である「男女共同参画のまち山形」の実現には、本計画の着実な実施とあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させていくことが重要です。本計画を着実に推進していくため、施策の進捗状況の把握と適切な進行管理に努めます。

(1) 男女共同参画推進本部の運営

山形市男女共同参画推進条例の規定に基づき、施策を総合的かつ効果的に推進するため、副市長が本部長を務める横断的組織「山形市男女共同参画推進本部」を運営するとともに、庁内関係課の所属長で構成する「男女共同参画推進本部幹事会」を活用して関係各課の総合調整を行い、計画の推進体制を充実させます。

(2) 男女共同参画審議会の運営

市長の附属機関として、学識経験者、公募市民、関係団体代表などで構成する男女共同参画審議会を運営し、男女共同参画計画の策定、推進に関する施策及び事業について審議し、意見や助言を行います。

(3) 男女共同参画センターの運営

市の男女共同参画推進の拠点として、男女共同参画に関する学習事業及び情報発信機能の充実に取り組みます。また、様々な悩みに関する相談体制を充実させるとともに、各種講座の実施、市内で活動する市民団体の活動支援等に取り組みます。

2 市民・団体・事業所等との連携による計画の推進

男女共同参画社会の形成は、行政だけで達成できるものではありません。市の男女共同参画の指針である山形市男女共同参画推進条例では、「市の責務」とともに、「市民・事業者等のみなさんの責務」を定め、理解と協力を求めています。

(1) 市民、団体などとの協働

本市の男女共同参画施策に対する意見や助言を行う男女共同参画審議会には、公募市民や関係団体代表が委員となっており、市民の意見を施策に取り入れることができます。

男女共同参画センターで実施する各種講座への参加だけでなく、「ファースト市民企画事業」など、市民参加型事業を活性化することにより、市民と行政が協働して本市における男女共同参画を推進していきます。

(2) 事業所等の取組促進

事業者等（本市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体）には、山形市男女共同参画条例において、その活動において男女が性別にとらわれることなく能力を発揮できるよう必要な措置を講ずることや、雇用する労働者がワーク・ライフ・バランスを保つことができる職場環境を整備するなどの努力義務が規定されています。市は事業者等のみなさんと連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

3 国際社会の取組みに対する理解と協調

我が国の男女共同参画施策は、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る活動など、国際社会の動向と連動した形で進められています。こうした中、平成27年（2015年）に国連でSDGsを含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。

また、山形市男女共同参画推進条例では、「男女共同参画の推進は、国際社会の動向と密接な関係を有することから、国際的な協調のもとに行われること。」と定めています。本計画は「ジェンダー平等」をはじめSDGsの理念に基づいて取組をおこなっています。政治や経済を中心に多くの分野において世界規模でつながっている現在、市の男女共同参画に関する施策を進めるにあたっては、国際的な動向を注視するとともに、国際的規範・基準等に関する情報の周知と学習機会の提供、相互理解に努めます。

4 苦情や意見への対応

本市では、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情や意見を受け、山形市男女共同参画審議会の専門部会に意見を聴いて適切な措置を講ずる「山形市男女共同参画推進条例に基づく苦情処理に関する事務取扱要領」を定めています。今後も同制度の周知と適切な運用に努めます。

Ⅱ 計画の進管理

新プランの進管理にあたっては、計画を実効性のあるものとするために、目標ごとに、達成に向けた指標を設定し、施策を計画的に実施するとともに、山形市男女共同参画推進条例第10条の規定に基づき、毎年度、取組みの実績とその成果を明らかにする報告書を作成し、これを公表します。

また、山形市男女共同参画審議会に事業の進捗状況を報告し、学識経験者や市民の意見・助言を施策に反映させるよう努めます。



生活時間の国際比較

OECD（経済協力開発機構）が2020年にまとめた生活時間の国際比較データ（15～64歳の男女を対象）によると、有償労働時間が長いのは、日本男性452分、韓国男性419分、カナダ男性341分となっています。有償労働時間のOECD平均は、女性218分、男性317分です。

どの国も有償労働時間は男性の方が長く、各国において男女比（女性を1とした場合の男性の倍率）を見ると、男女比が大きいのは、1.7倍の日本・イタリア、1.6倍のニュージーランドです。

また、どの国も無償労働時間は女性の方が長い、男女比（男性を1とした場合の女性の倍率）を見ると、男女比が大きいのは、5.5倍の日本、4.4倍の韓国、2.3倍のイタリアです。

有償労働時間と無償労働時間の合計時間（以下、「総労働時間」という。）をみると、日本女性496分、スウェーデン女性495分、日本男性493分が長く、すなわち、男女別で日本は男女とも総労働時間が最長ということになります。ちなみに睡眠や食事等の時間をみると、スウェーデン男性611分、日本男性613分、ノルウェー男性615分が短く、日本女性は女性の中では最短の626分となっています。

以上を踏まえると、結婚や子供の有無を区別しない15～64歳の男女全体で見ると、日本は諸外国と比較した場合

- ・以前は短かった女性の有償労働時間が伸び、男性も女性も有償労働時間が長い、特に男性の有償労働時間は極端に長い。
- ・無償労働が女性に偏るという傾向が極端に強い。
- ・男女とも有償・無償をあわせた総労働時間が長く、時間的にはすでに限界まで「労働」している。

という特徴があります。

参 考 資 料

諮問

男 女 第 26 号
令和3年6月15日

山形市男女共同参画審議会
会長 井上 榮子 様

山形市長 佐藤 孝弘

第4次山形市男女共同参画計画 「いきいき山形男女共同参画プラン」の策定について（諮問）

山形市男女共同参画推進条例（平成25年山形市条例第2号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮 問

上記条例第9条第1項に規定する「男女共同参画計画」の次期計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

理 由

平成28年3月に策定した第3次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」の計画期間は、平成28年度から令和3年度までの6年間となっています。

同計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する様々な状況の変化を踏まえ、令和4年度以降の新たな計画を策定する必要があります。

次期計画の策定にあたり、貴審議会のご意見をお伺いいたします。

答申

令和4年2月4日

山形市長 佐藤 孝弘 様

山形市男女共同参画審議会
会長 井上 榮子

第4次山形市男女共同参画計画 「いきいき山形男女共同参画プラン」の策定について（答申）

令和3年6月15日に諮問されました第4次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」の策定について、当審議会において慎重に審議した結果、今後5年間の山形市の男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方として適切であると認め、ここに答申いたします。

本プランは、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画であることから、計画の推進にあたっては、別紙に示した基本目標に基づき、性別にかかわらず誰もが様々な分野とともに参画し、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画のまち山形」の実現に向け、積極的かつ着実に取り組まれることを要望いたします。

基本目標

I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

これまで、男女共同参画を推進する様々な取組みが進められ、法制度の整備も進んできたものの、固定的な性別役割分担やそれに基づく社会的な制度や慣習は依然として根強く残っています。その背景には、性別役割などに関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることから、子どもをはじめ様々な世代で男女双方の意識を変えていく取組みを推進します。また、持続可能な地域社会の発展のため、女性にとって魅力的な地域づくりをととして女性の地元定着を図ります。

II あらゆる分野での男女共同参画の実現

市民生活に深いかわりをもつ市政や政策・方針の意思決定の場へ男女がともに参画し、その意見が十分反映されることは、「男女共同参画のまち山形」を実現する基盤となります。また、男女を問わず幅広い年代及び多様な人材の能力を活用し、多様な価値観や発想を取り入れることは、様々な視点が確保され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

そうした観点から、家庭や地域、そして働く場など、あらゆる分野で男女共同参画を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を推進します。

III 安全・安心な暮らしの実現

配偶者やパートナーなどから受ける暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、潜在化しがちであり、社会の理解も不十分で、個人的な問題として矮小化されることもあります。被害者の多くは女性であり、あらゆる暴力防止に向けて、社会全体で取り組んでいかなければなりません。

また、生涯を通じた健康の保持のために、男女それぞれライフステージに応じた心身の健康維持と健康づくりを支援するとともに、生活上の困難に直面する人々への支援及び、多様な性への理解促進に努め、様々な立場の人々の人権が尊重され自らの意思で多様な生き方を選択できる環境の整備を進め、誰もが安全・安心に暮らせるための環境づくりに努めます。

令和3年度 山形市男女共同参画審議会委員名簿

令和3年4月1日現在
(会長、副会長以下は五十音順、敬称略)

役 職	氏 名	職 業 ・ 所 属
会 長	井 上 榮 子	山形大学工学部産学連携准教授
副 会 長	田 中 暁	弁護士
	井 上 賢 一	山形市中学校長会（第三中学校長）
	上 條 智 広	やまがたイグメン共和国広報大臣
	菅 野 美由紀	山形県福祉相談センター 相談判定課長（兼）女性相談センター副所長
	三 瓶 美由紀	連合山形地域協議会女性委員会委員
	塩 野 優 子	山形市女性団体連絡協議会副会長
	鈴 木 肇 子	山形商工会議所議員 （トヨタカローラ山形㈱代表取締役社長）
	鈴 木 雅 史	山形新聞社論説委員
	鈴 木 由美子	ファースト大学修了生
	高 見 佳 澄	山形市PTA連合会母親委員長
	武 田 喜 好	山形市小学校長会（東沢小学校長）
	田名網 洋 子	山形労働局雇用環境・均等室長
	成 田 奈津子	公募委員
	沼 沢 三枝子	行政書士

策 定 経 過

■会議及び意見聴取

(令和元年度)

- 5月29日 第1回山形市男女共同参画審議会
- 2月6日 第2回山形市男女共同参画推進本部幹事会
- 2月14日 第2回山形市男女共同参画推進本部会議
- 21日 第2回山形市男女共同参画審議会

(令和2年度)

- 10月 第1回山形市男女共同参画推進本部幹事会
(書面開催)
- 第1回山形市男女共同参画推進本部会議
(書面開催)
- 11月12日 第1回山形市男女共同参画審議会

(令和3年度)

- 5月25日 第1回山形市男女共同参画推進本部会議
及び幹事会の合同会議
- 5月31日 第1回山形市男女共同参画センター運営委員会
- 6月15日 第1回山形市男女共同参画推進本部会議
- 8月 庁内関係課へ事務事業調査
- 10月6日 第2回山形市男女共同参画推進本部幹事会
- 10月13日 第2回山形市男女共同参画推進本部会議
- 10月20日 市民の意見を聞く会（山形大学）
- 10月27日 男女共同参画審議会委員へ意見照会（文書）
- 11月15日 市民の意見を聞く会
(山形市女性団体連絡協議会)
- 12月14日 第2回山形市男女共同参画審議会
- 2月4日 山形市男女共同参画審議会より市長に答申
- 2月21日 市政経営会議
- 2月22日 第4次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男
女共同参画プラン」策定
- 3月15日 市議会総務委員会へ報告

新プラン策定に向けた
意識調査の項目について
意識調査結果報告



新プラン策定期限の延期



新プランの策定スケジュール
及び体系等についての協議



プラン策定について市長より諮問



新プラン素案についての協議



新プラン素案について意見聴取



新プラン案協議
プラン策定について
審議会会長より答申
新プラン案協議

■意識調査

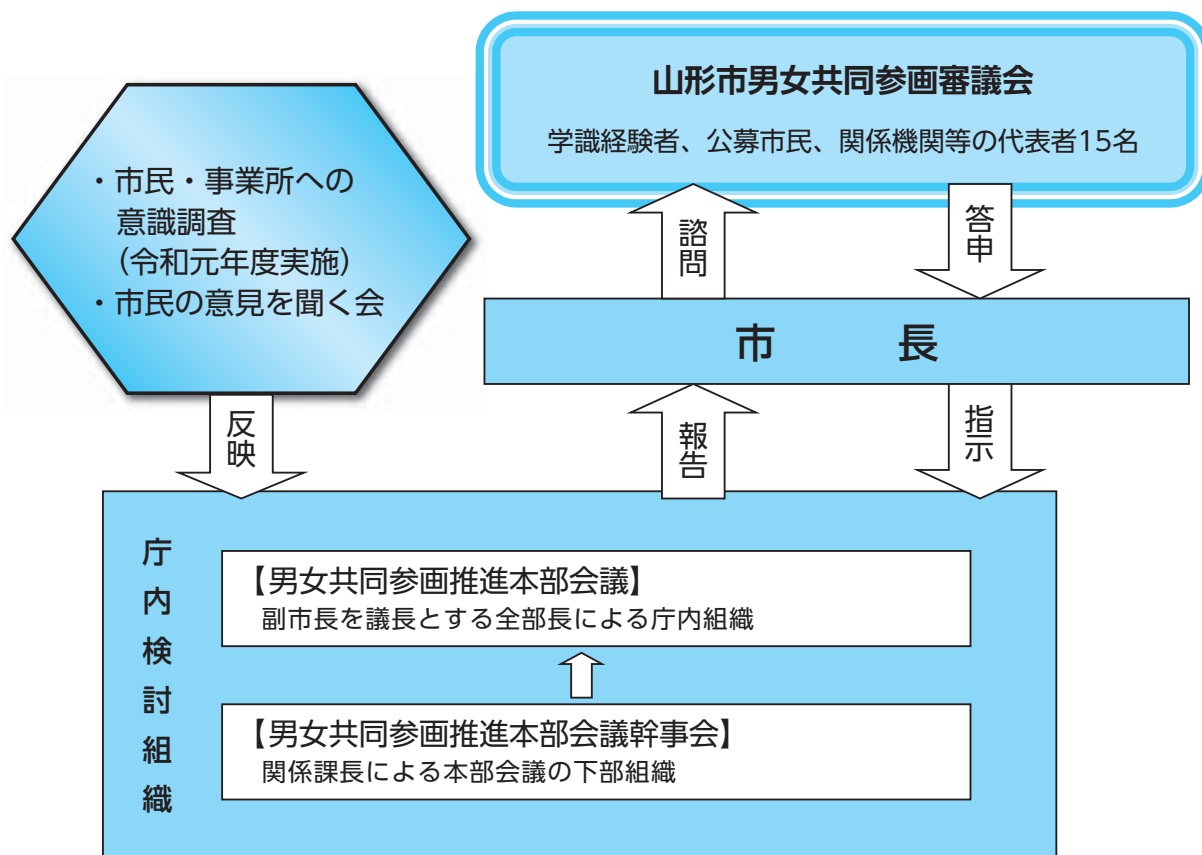
○男女共同参画に関する事業所の意識及び実態調査

- ・調査対象：山形市内にある従業員５人以上の500事業所（無作為抽出）
- ・調査期間：令和元年７月29日～８月29日
- ・調査基準日：令和元年８月１日
- ・発送件数：500件
- ・有効回答件数：180件
- ・回答率：36.0%

○男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査

- ・調査対象：山形市内に居住する20歳以上の男女2,000人（無作為抽出）
- ・調査期間：令和元年7月29日～8月19日
- ・調査基準日：令和元年8月1日
- ・発送件数：全体2,000件（女性1,000件・男性1,000件）
- ・有効回答件数：全体583件（女性359件・男性220件・どちらでもない2件・無回答2件）
- ・回答率：全体29.2%（女性35.9%・男性22.0%）

■策定体制



用語解説 (50音順)

用 語	解 説
アウトティング	(outing) 秘密を暴露すること。特にその人が性的マイノリティであることを本人の了解を得ずに第三者に暴露することをいう。
アンコンシャス・バイアス	(unconscious bias) 無意識の偏見。人が無意識に持っている偏見や思い込みをいう。経験則によって気づかないうちに身につけたもので、本人が意識しないところで、行動や意思決定に影響を与える。
イクボス	職場でともに働く部下・従業員の育児・介護・地域生活への参加に理解のある経営者や上司のこと。
SNS	(Social Networking Service) 友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
SDGs	(Sustainable Development Goals) 持続可能な開発目標。平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和32年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17の目標・169のターゲットから構成されている。 ゴール5 ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女性のエンパワーメントを図る。 ○ターゲット ・ 5.1あらゆる場所におけるすべての女性および女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 ・ 5.2人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性および女子に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。 ・ 5.3未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚、および女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。 ・ 5.4公共のサービス、インフラ、および社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。 ・ 5.5政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加および平等なリーダーシップの機会を確保する。 ・ 5.6 国際人口開発会議(ICPD)の行動計画および北京行動綱領、ならびにこれらの検討会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康および権利への普遍的アクセスを確保する。 ・ 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ、および土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。 ・ 5.b 女性のエンパワーメント促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。 ・ 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する。
NPO	(Non-Profit Organization) 行政・企業とは別に社会活動をする非営利の民間組織。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野で活動を行っている。「特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)」が平成10年12月に施行された。

用 語	解 説
M字型曲線 (M字カーブ)	日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形は欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。
L G B T	「性の多様性」の欄を参照
エンパワーメント	(empowerment) 個人が意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。
家族経営協定	経営主と共同経営者である家族員が、個々人の意見を尊重し、家族員の自由な意見に基づいて、農業経営のやり方や生活運営について取り決めを行うこと。営農計画、作業分担、労働報酬、休日・余暇計画等について協議し、合意の上で文書等で確認する。
カミングアウト	(coming-out) これまで公にしていなかった自身の性的指向や性自認などを自ら打ち明ける（表明する）ことをいう。
クォータ制(割当制)	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ジェンダー	(gender) 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自らが希望するバランスをとりながら展開できる状態。
ストーカー行為	同一の者に対してつきまとい行為を反復して行うこと。つきまとい行為は、身の安全、住居等の平穏もしくは名誉が害されたり、行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる。平成12年11月に「ストーカー規制法」が施行された。
性の商品化	売春、ポルノ、ミス・コンテスト、性を強調した広告など、女性の全人格の中から性的な部分だけを切り離し、あたかも商品のようにモノ扱いすることをいう。

用 語	解 説
性の多様性	性を構成する主に要素に、体の性（生物学的な性）、こころの性（性自認）、好きになる性（性的指向）、表現する性（性表現・社会的性）があり、性のあり方は多様で人それぞれ異なる。 「LGBT」とは、L（Lesbian）同性を好きになる女性、G（Gay）同性を好きになる男性、B（Bisexual）同性も異性も好きになる人、T（Transgender）体と心の性が一致しない人という、性的指向・性自認が非典型的な人々のうち代表とされるものの頭文字を取った総称である。 これらの他にも、アセクシャル（asexual）同性も異性も好きにならない人、クエスチョニング（questioning）性自認や性的指向が明確ではない人、などがあり、そうした非典型的の人々を総称して、性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ、性的少数者）と呼ぶことがある。 これに対して「SOGI」とは、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字を取った総称で、全ての人の多様な性・特徴をあらわしている。
セクシュアル・ハラスメント	（sexual harassment）性的な嫌がらせ。性的な言動や性別による固定的性別役割分担から生じた言動により、個人に不快感や不利益を与えたり、又は生活環境を害すること。
SOGI （ソジ・ソギ）	「性の多様性」の欄を参照
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。
男女共同参画都市宣言	男女共同参画社会の実現に向けて平成6年度から国で奨励している事業。身近な地域社会から男女共同参画を進めるため、自治体を挙げて取り組む。 令和3年4月1日現在で、山形市を含めて204の市・区・町が宣言している。
デートDV	交際中のカップルで起こる暴力のこと。殴る・蹴るなど身体に対する暴力だけではなく、交際相手に「他の異性と会話をするな」などと命令したり、携帯電話の着信履歴やメールのチェック、交友関係や行動の監視をするなど、相手の気持ちを考えずに、自分の思いどおりに支配したり束縛したりしようとする態度や行動も、デートDVにあたる。 平成25年6月の法改正により、同居する交際相手による暴力についても「DV防止法」が適用されることになった。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない就業形態。 企業に勤務する被雇用者が行う雇用型テレワーク、個人事業者・小規模事業者等が行う自営型テレワークとに分けられる。在宅ワーク・SOHOは自営型テレワークに分類される。ワーク・ライフ・バランスを実現する柔軟な働き方として、導入が進められていたが、新型コロナウィルス感染症拡大によりテレワークの導入が大きく拡大した。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	（domestic violence・DV）配偶者や恋人など、親密な関係にあるパートナーからの身体的心理的暴力。広義には女性や子ども、高齢者や障がい者など家庭内の弱者への家庭内暴力を指す。
パートナーシップ制度	性の多様性を尊重する取り組みとして、地方自治体が公的に、同性カップルに対し、その関係性（パートナーシップ）を認める制度をいう。法律婚とは異なり、法定相続権、所得税の控除など法律上の権利や義務を伴うものではない。

用 語	解 説
モラル・ハラスメント	暴力は振るわず、言葉や態度で嫌がらせをし、いじめること。精神的暴力。精神的虐待。モラハラ。
山形市女性人材バンク	山形市の審議会等の委員や研修会の講師等として推薦する女性人材の情報整備を図るために、平成11年4月に設置した人材登録制度。
リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。このような行為の多くは、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）による規制の対象となる。
2030アジェンダ	平成27年（2015年）に国連サミットで採択されたSDGsの基本となる文書。SDGsにおける17のゴールと169のターゲット、SDGsの背景となる目指すべき世界像やテーマごとの考え方、SDGsの実施手段などが記載されている。前文には「すべての人の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す」と明記されている。

男女共同参画をめぐる国内外の動き

1. 世界の動き

用 語	解 説
昭和50(1975)年	「国際婦人年」 国際連合（以下「国連」という。）は、この年を「国際婦人年」と定め、「平等・開発・平和」の3つを目標に、女性の自立と地位の向上を図るために、各国のとりべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。
昭和54(1979)年	「女性差別撤廃条約」の採択 正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」といい、国連総会で採択され、1981年に発効しました。政治・経済・社会・文化等あらゆる分野において女性に対する差別を撤廃し、男女の完全な平等の達成をうたっています。
平成7(1995)年	「第4回世界女性会議（北京会議）」開催 第1回会議（メキシコシティ）以降の成果を更に推し進め、「女性の権利は人権である」とうたった「北京宣言及び行動綱領」（以下「北京行動綱領」という。）を採択しました。北京行動綱領は、2000年までの5年間に女性の地位向上のために優先的に取り組むべき戦略目標と行動指針を明らかにしたもので、その実施に向けて各国政府が「行動計画」を策定するよう求めました。
平成12(2000)年	国連特別総会「女性2000年会議」開催 北京行動綱領の実施状況を点検・討議し、課題を残しつつも21世紀に向けて取り組むべき政策指針を掲げた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」を採択しました。
平成17(2005)年	「第49回国連女性の地位委員会」開催 北京行動綱領の再確認と、これらの完全実施に向けた取組みを国際社会に求めた「宣言文」を採択しました。
平成23(2011)年	「UN Women」正式発足 女性と女児の権利を促進するため、国連女性開発基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー問題に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国際婦人調査訓練研究所（UN-INSTRAW）という国連の4つの機関を統合して発足しました。
平成27(2015)年	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択 国連サミットで採択されたSDGsの基本となる文書で、SDGsにおける17のゴールと169のターゲットや背景となる目指すべき世界像やテーマごとの考え方、SDGsの実施手段などが記載されています。前文には「すべての人の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」と明記されています。
	「第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）」開催 北京会議から20年目に当たることを記念し、「北京行動綱領」と「女性2000年会議」成果文書の実施状況及び評価が主要テーマとなり、「北京宣言及び行動綱領の完全で、効果的な実施を加速し、達成するため、すべての機会とプロセスを利用し、2030年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け、努力することを約束する。」とした政治宣言を採択しました。
令和2(2020)年	「北京+25記念ハイレベル会合」開催 北京会議から25年目に当たることを記念し開催されました。会合では、国連事務総長、UN Women事務局長、各国の首脳等がステートメントを述べました。日本からは、新型コロナウイルスへの対応などの取組や、世界各国で尽力されている全ての方々への敬意を述べました。

2. 国の動き

用 語	解 説
昭和60年	「女性差別撤廃条約」の批准 国籍法の改正、男女雇用機会均等法、教育における男女平等などの国内法や制度を整えて、批准しました。
平成8年	「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する国内行動計画一」策定
平成11年	「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」及び「育児・介護休業法」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として、全国的に促進するための基本方針を明示しました。
平成12年	「男女共同参画基本計画」策定 内閣府に男女共同参画会議を設置するなど、推進体制の組織・機能強化を図りました。
平成13年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」施行 配偶者からの暴力に対応するための体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に施行されました。
平成17年	「第2次男女共同参画基本計画」策定 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する取組みや女性の再チャレンジ支援などを盛り込みました。
平成19年	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 様々なライフスタイルや、子育て期、親の介護などを行う中高年期といった人生の各段階におけるニーズに合わせて多様な働き方・生き方を選べる「ワーク・ライフ・バランス」社会の実現に向けて、国と地方公共団体、企業、働く方が一体となって取り組むため策定しました。 「DV防止法」改正 市町村の努力義務として配偶者暴力対策に対する基本計画の策定や、配偶者暴力相談支援センター機能の整備を追加しました。
平成22年	「第3次男女共同参画基本計画」策定 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消など、男性、子どもにとっての男女共同参画の意義についての理解促進を盛り込みました。
平成25年	「DV防止法」改正 生活の本拠をとともにする交際相手からの暴力及びその被害者に対しても追加適用しました。
平成27年	「第3回国連防災世界会議」開催 東日本大震災の経験から、防災分野における男女共同参画の推進についてさらに取組みを進める必要性が明らかとなり、我が国の経験や教訓を諸外国と共有しました。 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付け、女性活躍の動きを社会全体に拡大しました。 「第4次男女共同参画基本計画」策定 あらゆる分野における女性の活躍を柱の1つとして、その推進のために男性中心型労働慣行を変革する必要性を強く打ち出しました。 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指し、公布・施行されました。
令和2年	「第5次男女共同参画基本計画」策定 男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていくとともに、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを旨としました。

3. 本市の動き

用 語	解 説
昭和62年	「婦人青少年課」設置 「山形市女性問題懇話会」設置 「日本女性会議 '87やまがた」開催 全国から約1,700人が参加し、企画運営に大きな役割を果たした市民の実行委員が、その後の山形市の女性活動を活性化する基盤となりました。
平成2年	「いきいき山形女性プラン」策定（期間2～12年度）
平成3年	「山形市女性の施策推進協議会」設置
平成4年	男女共同参画情報紙“ぶらーな”創刊
平成7年	「いきいき山形女性プラン—女性行動計画—1995」策定（後期計画） この後期計画を、平成8年に策定した本市のまちづくりの指針である新総合計画「いきいき躍動山形プラン」に反映させ、その基本計画に「男女共同参画社会の形成」を掲げました。
平成8年	「山形市女性センター（現在の男女共同参画センター）“ファースト”」開設 女性プランの推進を図るため、学習・交流・相談・情報提供等の多様な機能を有した拠点施設として女性センター（現在の男女共同参画センター）「ファースト」を開設しました。女性センターの開設は、女性活動の活性化に大きな役割を果たしており、同センターを拠点にして様々な分野の団体が誕生しています。
平成10年	女性人材養成講座「ファースト大学」開講 男女共同参画情報紙“ファースト”創刊 「男女共同参画都市宣言」議決 全国で14番目、県内で初めての「男女共同参画都市宣言」を議決し、総理府と共催で、記念フォーラムを開催しました。
平成11年	「山形市女性人材バンク」設置
平成12年	「男女共同参画全国都市会議inやまがた」開催 男女共同参画都市宣言の記念事業として、「男女共同参画全国都市会議inやまがた」を開催し、男女共同参画社会の早急な実現に向けて、構成市68市とともに「2000年アピール」を発信しました。
平成13年	「いきいき山形男女共同参画プラン」策定（期間13～22年度） 「山形市男女共同参画推進本部」設置 「山形市男女共同参画推進協議会（現在の山形市男女共同参画審議会の前身）」設置 「男女共同参画に関する作品」募集・表彰開始
平成14年	男女共同参画学習資料「きらりかがやいて」作成・配布開始
平成15年	「行政刊行物作成ガイドライン」作成
平成19年	市職員向け「男女共同参画ニュース」創刊
平成20年	「全国男女共同参画宣言都市サミットinやまがた」開催 男女共同参画宣言都市10周年を記念して、市民による実行委員会を組織し、国と各宣言都市、及び地域住民との連携・交流を深め、全国レベルで意識の高揚を図ることを目的として開催しました。全国から800人を超す参加者があり、男女共同参画社会の実現に向け、参加した首長による共同宣言を行いました。

用 語	解 説
平成23年	「第2次いきいき山形男女共同参画プラン」策定(期間23～27年度)
平成25年	「山形市男女共同参画推進条例」施行 男女共同参画の基本理念や、行政・市民・事業者等の役割を定めました。
	「山形市男女共同参画審議会」設置
平成28年	「第3次いきいき山形男女共同参画プラン」策定(期間28～32年度)
平成29年	男女共同参画課と男女共同参画センターを統合 男女共同参画の拠点を男女共同参画センターに集約しました。
令和31年	「山形市職員・学校教職員のためのL G B T対応サポートハンドブック～違いを理解し認め合うまち山形を目指して～」作成 中核市へ移行
令和元年	情報紙“ぶらーな”と情報紙“ファーラ”を統合し、男女共同参画情報紙“ファーラ”発行
令和2年	「第3次いきいき山形男女共同参画プラン」の計画期間を変更 男女国や県の計画との整合性を図り、新型コロナウイルス感染症対策による新たな日常を踏まえた計画とするため、令和4年3月まで延期しました。

関係法規

山形市男女共同参画推進条例

平成25年3月19日条例第2号

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、社会のあらゆる分野において、男女の人権は、互いに尊重されることが必要である。

山形市では、市民の意識調査を行いながら「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、職場や地域等の組織における政策・方針決定過程の中に女性の参画が少ない傾向にある。また、結婚後も働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありながら、家事や子育て、介護等家庭生活における役割の多くを女性が担っている。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化の進展等の急激な社会経済情勢の変化に対応し、市民が安心して豊かに暮らしていくためにも、男女がさまざまな分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、市、市民及び事業者等が連携し、誰もがいきいきと生活できる男女共同参画社会を共に創るため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もっ

て男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）男女が共に、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動について、自らが希望するバランスをとりながら展開できる状態をいう。
 - (3) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野での活動への参画に対する男女間の機会の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
 - (4) 市民 市内に居住、通勤、又は通学する者をいう。
 - (5) 事業者等 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- (3) 男女が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における意思決定に、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援のもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができること。
- (5) 男女が、それぞれの身体的な特徴について理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思及び決定を尊重し合いながら、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよ

う配慮されること。

(6) 家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、個人としての尊厳及び男女平等の意識を育む教育及び保育が行われること。

(7) 男女共同参画の推進は、国際社会の動向と密接な関係を有することから、国際的な協調のものと行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において、男女が性別にとらわれることなく、その能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者等は、その雇用する労働者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）

(3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等の親密な関係にある者又はあった者の間で行われる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

をいう。）

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別の違いを背景とした人権侵害を助長する表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市における男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更しようとするときは、市民及び事業者等の意見を反映させるために調査等必要な措置を講ずるとともに、第20条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
(年次報告)

第10条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

(広報活動等)

第12条 市は、基本理念について市民及び事業者等の啓発を図るため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査、研究及び情報収集を行うものとする。

(積極的格差是正措置)

第14条 市は、市民及び事業者等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。
(活動等への支援)

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(拠点施設)

第16条 市は、山形市男女共同参画センター条例(平成7年市条例第34号)第2条の規定により設置された山形市男女共同参画センターを、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び男女共同参画に関する学習の機会を提供する拠点施設として位置付けるものとする。

(性別による人権侵害の被害者等への支援)

第17条 市は、第7条各号に掲げる行為の被害者等に対し、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談への対応)

第18条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し、市民及び事業者等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

(苦情への対応)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、次条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山形市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するため、山形市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市民及び事業者等から申出のあった苦情に係る措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織等)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者

(2) 公募により選出された者

(3) 関係行政機関及び団体の代表者

3 市長は、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第25条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第26条 審議会は、第21条第2号に規定する事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

(幹事及び書記)

第27条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会議に出席し、意見を述べることができる。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(以下略)

日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日公布
昭和22年5月3日施行

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日号外法律第78号
最終改正：平成11年12月22日号外法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目 的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定 義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるこ

とを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕
(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日号外法律第64号

最終改正：令和1年6月5日号外法律第24号

第一章 総則

(目 的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力

ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業

における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供

の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
 - 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
 - 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。
- （委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域

その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする

一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取

組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生

活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性

の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例

認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正：令和1年6月26日号外法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、

保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに

当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は

生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告

げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるもの

とする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居

所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

る。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げ

る事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用（以下略）

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30年5月23日号外法律第28号
最終改正：令和3年6月16日号外法律第67号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女

が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、觀念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参

画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

（啓発活動）

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（環境整備）

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

（性的な言動等に起因する問題への対応）

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

（その他の施策）

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

（以下略）

第4次山形市男女共同参画計画
いきいき山形男女共同参画プラン
令和4年策定

発 行／山形市
企画・編集／山形市企画調整部男女共同参画センター
〒990-0832 山形市城西町二丁目2番22号
TEL：023-645-8077
FAX：023-645-8055
E-mail：fala@city.yamagata-yamagata.lg.jp